

第4章

復旧・復興

- 第1節 復旧・復興推進本部
- 第2節 被災者の生活とくらしの再建
- 第3節 公共土木施設等の復旧・復興
- 第4節 医療・福祉施設の復旧
- 第5節 農地・農業用施設等の復旧
- 第6節 災害廃棄物処理
- 第7節 地域経済の再生
- 第8節 文教施設の復旧
- 第9節 救助・救援に対する知事感謝状の贈呈

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興推進本部

1 復旧・復興推進本部の立ち上げ

発災から1か月半が経過し、被災地では、暮らしや地域経済などの復興段階に入っており、豪雨災害の応急対策も概ね完了したことから、県は、8月30日に、災害対策本部を廃止し、新たに「平成30年7月豪雨災害復旧・復興推進本部」（以下「復旧・復興推進本部」という。）を立ち上げた。

復旧・復興推進本部は、同日、第36回災害対策本部会議に引き続き、第1回復旧・復興推進本部会議を開催し、「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興ロードマップ」（以下「復旧・復興ロードマップ」という。2参照）を決定した。

これ以降、発災から1年となる令和元年7月までに、4回の本部会議を開催し、復旧・復興ロードマップに掲げる取組の着実な推進を図った。

復旧・復興ロードマップの改訂
 第3回：平成31年2月15日
 復旧・復興ロードマップの改訂
 第4回：令和元年7月5日
 黙とう、復旧・復興ロードマップの改訂

復旧・復興推進本部会議（令和元年7月5日）



2 復旧・復興ロードマップ

甚大な被害をもたらした豪雨災害を乗り越え、復旧・復興を実現していくためには、被災者や市町村等と、取組内容やスケジュールの見通しを共有しながら、取組を着実に進めていく必要がある。

このため、8月30日に、復旧・復興推進本部において、復旧・復興に向けた取組内容や、スケジュールの見通しをまとめた復旧・復興ロードマップを策定した。その後は、支援期間の延長や新たな施策を反映させるなど、令和元年7月までに4回の改訂（平成30年11月、平成31年2月、同年4月、令和元年7月）を行った。

復旧・復興ロードマップに掲げる取組は、右表のⅠ～Ⅳの四つの柱に分類し、62項目の取組についてスケジュールと直近の進捗状況を掲げた。

復旧・復興ロードマップに掲げる取組（令和元年7月改訂）

Ⅰ 被災者の生活とくらしの再建		〈23項目〉
①住まいの確保		
借上型仮設住宅の提供、建設型仮設住宅の提供、仮設入居者のペットの受入支援、住宅再建資金の利子補給		（4項目）
②生活の支援		
災害見舞金等の支給、義援金の配分、貸付資金の利子補給、保険料等の減免、使用料・手数料の減免、県税の減免等、要配慮者等に対する支援、災害ボランティアセンターの運営支援		（8項目）
③見守り・相談など被災者に対するケア		
災害時保健・医療・福祉提供体制の強化、被災者見守り・相談支援事業、被災者等の健康管理、子どもの安全・安心な居場所の提供、要支援児童への対応、児童生徒の心のケア、授業時間数の回復、動物の救護		（8項目）
④災害廃棄物の早期処理及び体制強化		
市町村の災害廃棄物処理の支援と広域調整、単独で災害廃棄物処理が困難な市町村への支援（事務受託）、災害廃棄物処理体制の強化		（3項目）
Ⅱ 公共施設等の復旧		〈20項目〉
①道路、河川の復旧		
河川・砂防施設等の復旧（原形復旧）、河川の改良復旧（小田川3支川）（高梁川）（砂川）（旭川）、道路の復旧		（6項目）
②農地・農業用施設等の復旧		
農地・農業用施設（水路、農道、ため池等）の復旧、治山・林道施設等の復旧、農業用共同利用施設・水産・畜産・林産施設の復旧		（3項目）
③鉄道復旧への働きかけ		
JR西日本、井原鉄道		（2項目）
④医療・社会福祉施設等の復旧		
医療施設等の復旧、社会福祉施設等の復旧		（2項目）
⑤学校教育活動の再開と学校施設等の復旧		
県立倉敷まきび支援学校の再開、被災地域の市町村立学校の教育活動再開に向けた支援、県立学校施設の復旧、市町村立学校施設等の復旧、文化財の復旧		（5項目）
⑥警察施設及び交通安全施設の復旧等		
警察施設（交番・駐在所等）の復旧、交通安全施設（信号機及び道路標識）の復旧及び機能強化		（2項目）
Ⅲ 地域経済の再生		〈12項目〉
①被災事業者への支援と産業の復興		
被災事業者からの相談対応、グループ補助金・持続化補助金等による支援、被災事業者への専門家派遣・特別経営相談員の設置、制度融資による金融支援（危機対策資金）、雇用関係の相談対応、食品関係営業施設の復旧に向けた指導等		（6項目）
②営農の再開支援		
水稻等の営農再開、果樹・野菜等の営農再開		（2項目）
③観光産業の早期回復と情報発信		
風評被害対策と観光需要の喚起、首都圏アンテナショップを活用した情報発信		（2項目）
④復興気運の醸成		
県民総参加による復興気運の醸成、復興する岡山の姿の発信		（2項目）
Ⅳ 豪雨災害の検証と今後の対応		〈7項目〉
①豪雨災害の検証		
豪雨災害の検証		（1項目）
②計画等の見直し		
地域防災計画の見直し、その他要綱等の見直し		（2項目）
③県民の防災意識の向上		
自助・共助の取組推進、おかやま「避難確保」プロジェクトの推進		（2項目）
④職員の防災対応力の向上		
県総合防災情報システム等の開発・改善、防災訓練・研修の実施		（2項目）
		〈62項目〉

復旧・復興推進本部の概要

設置根拠	平成30年7月豪雨災害復旧・復興推進本部設置要綱
目的	平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けた取組を総合的かつ迅速に推進する。
所掌事務	(1) 復旧・復興に向けた施策の総合調整に関すること (2) その他、復旧・復興に関し必要な事項に関すること
組織	本部長：知事 副本部長：副知事 本部長：危機管理監、知事室長、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、保健福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、公営企業管理者、教育長、警察本部長
事務局	総合政策局政策推進課

【復旧・復興推進本部会議の開催状況】

第1回：平成30年8月30日

復旧・復興ロードマップの決定

第2回：平成30年11月21日

復旧・復興ロードマップの例（令和元年7月改訂版）
建設型仮設住宅の提供

項目	平成30年度 7月	令和元年度	令和2年度	令和3年度 以降	担当課
建設型仮設住宅の提供	建設 住宅の提供 ※最長2年間				被災者生活支援室 住宅課

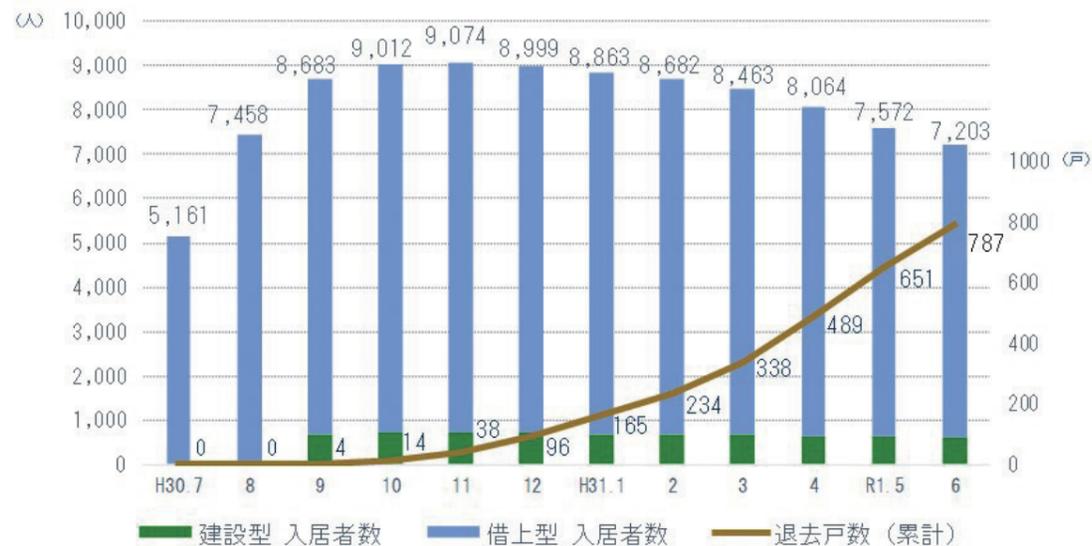
【参考】進捗状況（令和元年6月末現在）

仮設団地名	設置戸数	入居開始日	入居状況		備考
			平成30年度末	令和元年6月末	
真備総（倉敷市）	80	9月21日	74戸・173人	71戸・166人	
二万（倉敷市）	25	9月16日	20戸・49人	20戸・49人	
みその（倉敷市）	32	9月29日	31戸・80人	26戸・67人	
岡田（倉敷市）	25	9月28日	25戸・64人	22戸・58人	
柳井原（倉敷市）	51	9月8日	44戸・100人	37戸・90人	倉敷市建設
市場（倉敷市）	53	9月30日	50戸・115人	44戸・100人	
倉敷市計	266	-	244戸・581人	220戸・530人	
西（総社市）	22	9月15日	20戸・44人	17戸・36人	総社市建設
昭和（総社市）	24	10月14日	23戸・45人	22戸・41人	総社市建設
総社市計	46	-	43戸・89人	39戸・77人	
総計	312	-	287戸・670人	259戸・607人	

※建設時期（着工：H30.8.3～8.30、完成：H30.9.6～10.13）

- ・R1.6.6～ 住まいの再建に関する意向調査実施
- ・R1.6.19～7.2 借上型仮設住宅からの転居希望者募集（倉敷市：要件該当者に限る。）

【参考】応急仮設住宅の入居者数及び退去戸数（発災から現在までの月末時点）



河川の改良復旧 小田川3支川（末政川、高馬川、真谷川）

項目	平成30年度 7月	令和元年度	令和2年度	令和3年度 以降	担当課
河川・砂防施設等の復旧	改良復旧（小田川3支川） 応急工事 災害査定 被害調査 小田川堤防調査委員会 決壊箇所の復旧工事	測量・調査・設計 改良復旧工事（堤防嵩上げ、堤防強化等）		令和5年度完了予定 復旧完了	河川課

【参考】進捗状況（令和元年6月末現在）

○災害復旧等

- ・H30.7.10～ 小田川堤防調査委員会（H30.10.30までに5回開催）
- ・H30.8.29 備中県民局建設部に河川激甚災害対策班を設置
- ・H30.9.7 国と県で小田川及び3支川の緊急的な治水対策「真備緊急治水対策」の実施決定
- ・H30.10.31～ 改良復旧に向けた説明会を開催
- ・H30.12.19～ 決壊箇所の復旧についての説明会を開催
- ・H30.12.25 決壊箇所の復旧工事に着手
- ・R1.6.12 決壊箇所の原形復旧工事（元の高さまでの復旧）が完了
- ・R1.6.28 高馬川、真谷川の決壊箇所の改良復旧工事（嵩上げ、堤防強化）が完了



真谷川（倉敷市真備町服部）の復旧状況

河川の改良復旧 高梁川

項目	平成30年度 7月	令和元年度	令和2年度	令和3年度 以降	担当課
河川・砂防施設等の復旧	改良復旧（高梁川） 応急工事 災害査定 被害調査	測量・調査・設計 決壊箇所の復旧工事 改良復旧工事（築堤等）		令和4年度完了予定 復旧完了	河川課

【参考】進捗状況（令和元年6月末現在）

○災害復旧等

- ・H30.11.27 河川災害復旧等関連緊急事業に採択
- ・H30.12.12 決壊箇所の復旧工事に着手
- ・H31.2.22 改良復旧に向けた説明会を開催
- ・R1.5.14 決壊箇所の原形復旧工事（元の高さまでの復旧）が完了
- ・R1.6.28 決壊箇所の改良復旧工事（嵩上げ）が完了



高梁川（総社市下倉）の復旧状況

グループ補助金・持続化補助金等による支援

項目	平成30年度 7月	令和元年度	令和2年度	令和3年度 以降	担当課
グループ補助金・持続化補助金等による支援	復興事業計画の受付・認定、補助金の交付 ※必要に応じ延長 新規グループの認定申請：令和元年8月末まで (変更申請：令和元年9月末まで) 補助金の交付申請：令和元年11月末まで				事業者復興支援室 経営支援課

【参考】進捗状況(令和元年6月末現在)

○グループ補助金・持続化補助金

- ・H30.8.21 事業者復興支援室設置
- ・H30.8.23 支援機関・金融機関・市町村向け制度説明会
- ・H30.8.27～29 被災事業者向け制度説明会(倉敷、岡山、津山) ※県主催
- ・H30.8.30～10末 被災事業者向け制度説明会(計21回) ※商工会等主催
- ・H30.9.3～ グループ補助金に係る復興事業計画の公募開始
- ・H30.9.25 岡山県グループ補助金受付センター開設
- ・H30.9.28 国の持続化補助金1次公募分の採択
- ・H30.11.2 グループ補助金に係る第1回復興事業計画の認定 ※以降、第9回まで認定済み
- 〃 グループ補助金交付申請の受付開始
- ・H30.11.2 国の持続化補助金2次公募分の採択
- ・H30.11.5 支援機関・金融機関・市町村向け補助金説明会
- ・H30.11.7～ 被災事業者向け補助金説明会(計34回) ※商工会等主催
- ・H30.11.29 グループ補助金の第1回交付決定 ※以降、第11回まで交付決定済み
- ・H31.3.7 国の持続化補助金追加公募分の1次採択
- ・R 1.6.6 国の持続化補助金追加公募分の2次採択

・グループ補助金

平成30年度末(累計)			令和元年6月末(累計)		
補助予定	交付決定	額の確定	補助予定	交付決定	額の確定
554事業者	107事業者 (19.3%)	4事業者 (0.7%)	557事業者	249事業者 (44.7%)	81事業者 (14.5%)
	【836百万円】	【7百万円】		【4,856百万円】	【374百万円】

※パーセントは、補助予定事業者数に対する割合

・国の持続化補助金

区分	平成30年度末	令和元年6月末
採択事業者数(累計)	842事業者	1,249事業者

・岡山県小規模事業者持続化支援補助金(上乗せ補助分)

区分	平成30年度末	令和元年6月末
交付決定	520事業者	520事業者
事業者数(累計)	520事業者	520事業者
金額(累計)	92,723千円	92,723千円



岡山県グループ補助金受付センター
(岡山市北区京橋町)

自助・共助の取組推進、おokayama「避難確保」プロジェクトの推進

項目	平成30年度 7月	令和元年度	令和2年度	令和3年度 以降	担当課
自助・共助の取組推進		自主防災リーダーの育成支援 防災広報等の充実・強化 避難行動要支援者個別計画等の作成支援			危機管理課 障害福祉課 建築指導課
おokayama「避難確保」プロジェクトの推進		県、市町村関係部局への説明会開催 要配慮者利用施設への災害リスク基礎データの提供 要配慮者利用施設への避難確保計画策定の支援(管理者への説明会の開催)			危機管理課 総務学事課 保健福祉課 防災砂防課 保健体育課

【参考】進捗状況(令和元年6月末現在)

○自助・共助の取組促進

- ・自主防災リーダーの育成支援
 - H30.11.18 自主防災組織リーダー研修会(H30年度)
 - R 1.5.18～6.8 自主防災リーダー研修会(R元年度3回開催)
- ・講演会、セミナー等(最近の主なもの)
 - H31.2.12～2.15 ハザードマップ展示会～岡山の災害リスクを知る～(県民室)
 - H31.3.20 「災害から命を守る～平成30年7月豪雨の教訓～」防災講演会
 - R 1.5.31 「岡山の防災特集」(山陽新聞)
 - R 1.7.13 防災セミナーin岡山(予定)
- ・不動産取引の機会を捉えた防災情報の周知に関する協力協定の締結
 - R 1.6.6 (公社)岡山県宅地建物取引業協会、(一社)岡山県不動産協会と協定締結
- ・地区防災計画等の作成支援
 - H31.4.23 岡山県地区防災計画等作成推進協議会の設置
 - H31.4.26 第1回岡山県地区防災計画等作成推進協議会の開催
 - R 1.5.21 第1回津山市城西地区部会の開催
 - R 1.6.23 第1回備前市片上地区部会の開催、第1回和気町田ヶ原地区部会の開催
- ・障害のある人の避難行動「セルフプラン」の作成推進
 - H31.3.22 関係団体への事業説明
 - R 1.6～7月 モデル実施団体11団体(作成モデル件数29件)への委託



防災講演会の様子

○おokayama「避難確保」プロジェクトの推進

- ・H30.11.30 H30年度分災害リスク調査完了(浸水想定区域等内の要配慮者利用施設：808施設)
- ・H31.2.21 県、市町村関係部局担当課長会議(市町村への災害リスク基礎データの提供)
- ・R 1.7月～ 要配慮者利用施設の管理者への説明会開催予定(備前・備中・美作地区)

第2節 被災者の生活とくらしの再建

1 住まいの確保

(1) 県営住宅等の提供

ア 県営住宅の一時使用許可

被災者支援として、県営住宅の空き住戸を倉敷市及び総社市に対し、無償で一時使用許可を行った。

提供に当たり、浴槽・風呂釜、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、照明器具、コンロ、カーテン及び寝具一式を準備した。

県営住宅への入居戸数

被災者の被災場所	県営住宅所在場所	使用許可戸数	入居戸数	入居戸数 (令和元年12月31日時点)
倉敷市	同左	18戸	3戸	1戸
総社市	同左	4戸	2戸	1戸
合計		22戸	5戸	2戸

イ 県教職員住宅の一時使用許可

県教職員住宅についても県営住宅と同様に、総社市及び鏡野町に対し、無償で一時使用許可を行った。

県教職員住宅への入居戸数

被災者の被災場所	教職員住宅所在場所	使用許可戸数	入居戸数	入居戸数 (令和元年12月31日時点)
総社市	同左	3戸	3戸	3戸
鏡野町	津山市	1戸	1戸	1戸
合計		4戸	4戸	4戸

(2) 借上型仮設住宅の提供

「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、県宅地建物取引業協会、県不動産協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供した。

申込の受付は平成30年7月14日から開始し、平成31年3月29日に終了した。なお、個別の事情により、期限までに申込のできない場合は、

令和元年5月31日まで申込を受け付けた。

総数で3,247戸が入居し、令和元年12月31日時点では、1,740戸が入居している。

借上型仮設住宅の入居戸数

区分	入居数	
	総数	令和元年12月31日時点
戸数	3,247戸	1,740戸
人数	8,697人	4,356人

(3) 建設型仮設住宅の提供

倉敷市からの要請により、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、プレハブ建築協会及び全国木造建設事業協会に要請し、倉敷市に5団地215戸を建設した。

倉敷市は建設敷地を選定し、また、建物の維持管理や入居者の管理を行っている。

なお、これらとは別に、倉敷市が1団地51戸を、総社市が2団地46戸を、それぞれ県から応急仮設住宅の提供について事務委任を受けた上で建設した。

真備総仮設住宅（倉敷市真備町）



みその仮設住宅（倉敷市真備町）



建設型仮設住宅の設置状況

仮設団地名	設置戸数	入居開始日	入居状況		備考
			平成30年度末	令和元年12月31日時点	
真備総（倉敷市）	80	9月21日	74戸・173人	51戸・120人	プレハブ
二万（倉敷市）	25	9月16日	20戸・49人	19戸・51人	プレハブ
みその（倉敷市）	32	9月29日	31戸・80人	24戸・56人	木造
岡田（倉敷市）	25	9月28日	25戸・64人	11戸・25人	木造
柳井原（倉敷市）※	51	9月8日	44戸・100人	24戸・55人	トレーラーハウス
市場（倉敷市）	53	9月30日	50戸・115人	39戸・85人	プレハブ
西（総社市）※	22	9月15日	20戸・44人	11戸・24人	木造
昭和（総社市）※	24	10月14日	23戸・45人	19戸・36人	木造
総計	312	—	287戸・670人	198戸・452人	

※は、倉敷市又は総社市が建設

応急仮設住宅の間取り



1 DK
約20㎡（6坪）

2 DK
約30㎡（9坪）

3 K
約40㎡（12坪）

(4) 応急修理の実施

災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要欠くことのできない部分の修理を市町村が実施した。申込の受付は、平成30年7月20日から開始（総社市など）し、県全体の修理依頼書累計数は2,283件となっている（令和元年12月31日時点）。

【応急修理制度の概要】

基準額：584,000円（一世帯当たりの限度額）

修理の範囲：屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な場所

応急修理の状況（令和元年12月31日時点）

市町村	修理依頼書累計数（発注数）	受付終了月
岡山市	680	令和元年6月
倉敷市	1,011	令和元年12月
津山市	2	平成31年3月
玉野市	1	平成31年3月
笠岡市	97	平成31年3月
井原市	6	平成31年3月
総社市	183	令和元年12月
高梁市	147	令和元年6月
新見市	2	平成30年10月
赤磐市	3	平成30年10月
浅口市	2	平成30年12月
里庄町	1	平成31年1月
矢掛町	147	平成31年3月
和気町	1	平成31年1月
合計	2,283	

(5) 応急仮設住宅入居者転居費用助成事業

応急仮設住宅に入居されている方の生活再建を図り、被災地の早期復興を後押しするため、自宅の再建や民間賃貸住宅への転居が進むよう、賃貸借契約の初期費用や再建先への引越に要する費用を助成した（最大30万円）。

ア 民間賃貸住宅へ入居する際に締結する賃貸借契約に伴う初期費用

対象世帯：民間賃貸住宅に転居した世帯

助成額：一世帯当たり20万円

イ 再建先への引越に要する費用

対象世帯：自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等へ転居した世帯

※入居している仮設住宅を個人名義の契約に切替える場合は対象外

助成額：一世帯当たり10万円

(6) 災害復興住宅建設資金等利子補給補助金

災害により被害を受けた住宅の居住者に対し、県内における被災住宅の建替え、補修等に必要な資金の借入れに対する利子補給を行う市町村に対して補助金を交付することとした。

ア 主な補助対象融資限度額

建設資金 16,800千円
 土地購入資金 9,700千円
 整地資金 4,500千円
 補修資金 7,400千円

イ 補助対象利率等

年0.63%以内（リバースモーゲージの場合年2.12%以内）を利率の上限とした利子補給金について、10年間、2分の1を市町村に補助する。

※リバースモーゲージとは、自宅を担保にして、そこに住み続けながら金融機関から融資を受ける、高齢者向けの融資制度のこと。

2 生活の支援

(1) 県災害見舞金等

災害によって死亡した方の遺族及び住家が全壊した世帯主に対して、県死亡弔慰金、県災害見舞金を支給した。8月3日から支給を開始したが、特に被害の大きかった倉敷市には支給事務を委託し、他支援制度と併せて支給することで給付対象者の手続面での負担軽減を図った。支給総件数は5,354件、支給総額は2億7,190万円であった（令和元年12月31日時点）。

県災害見舞金等の支給状況（令和元年12月31日時点）

区分	支給件数	支給額
県死亡弔慰金（10万円）	84件	8,400千円
県災害見舞金（5万円）	5,270件	263,500千円
合計	5,354件	271,900千円

災害弔慰金及び災害障害見舞金支給状況（令和元年12月31日時点）（単位：千円）

	支給額	弔慰金			障害見舞金		弔慰金等支給額
		死者	行方不明者	金額内訳	対象者	金額内訳	
岡山市	生計維持者	0	0	0			2,500
	その他の者	1	0	2,500			
倉敷市	生計維持者	13	0	65,000			182,500
	その他の者	47	0	117,500			
笠岡市	生計維持者	1	0	5,000			5,000
	その他の者	0	0	0			
井原市	生計維持者	0	0	0			5,000
	その他の者	2	0	5,000			
総社市	生計維持者	5	0	25,000			32,500
	その他の者	3	0	7,500			
高梁市	生計維持者	0	0	0	1	2,500	7,500
	その他の者	2	0	5,000			
浅口市	生計維持者	1	0	5,000			5,000
	その他の者	0	0	0			
里庄町	生計維持者	1	0	5,000			5,000
	その他の者	0	0	0			
矢掛町	生計維持者	0	0	0			2,500
	その他の者	1	0	2,500			
鏡野町	生計維持者	0	1	5,000			5,000
	その他の者	0	0	0			
合計		77	1	250,000	1	2,500	252,500

※支給額 生計維持者が死亡又は行方不明となった場合500万円、その他の者の場合250万円、生計維持者が障害を受けた場合250万円、その他の者の場合125万円

※受給対象遺族がない又は申請していない等の理由により、実際の死者・行方不明者数とは異なる。

(2) 災害弔慰金及び災害障害見舞金

ア 支給状況

市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律及び市町村条例に基づき、災害によって死亡した方の遺族及び行方不明者の親族に対して災害弔慰金を、災害によって精神又は身体に重度の障害を受けた方に対して災害障害見舞金を支給した。費用は国が1/2、県が1/4、市町村が1/4を負担する。支給件数は79件、支給総額は2億5,250万円であった（令和元年12月31日時点）。

イ 災害弔慰金等支給審査会

災害による負傷や疾病の悪化等により死亡した方の遺族又は障害を受けた方本人からの申請があった場合、災害関連死や災害と関連のある障害を市町村が認定する。認定に当たって、

市町村は医師や弁護士等の有識者による審査会を設置するが、県は審査基準案の作成及び審査員候補者の推薦などの事務支援を行った。審査会は10月31日から7回開催し、25人の災害関連死と1人の災害と関連のある障害が認定された（令和2年1月31日時点）。

(3) 被災者生活再建支援制度

県内全域に被災者生活再建支援法を適用し、住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援金を支給した。

被災者生活再建支援金支給決定状況（令和元年12月31日時点）

	※基礎支援金(件)			※加算支援金(件)			支給決定総額(千円)
	全壊	解体	大規模半壊	建設・購入	補修	賃貸	
岡山市	13	40	85	26	67	13	206,875
倉敷市	5,058	47	326	1,257	2,038	197	9,495,750
津山市	3	1	-	2	-	1	8,125
玉野市	-	2	-	-	-	-	2,000
笠岡市	2	7	3	3	-	1	15,625
井原市	12	10	-	-	1	-	20,000
総社市	54	76	67	55	64	4	323,875
高梁市	59	17	75	18	61	17	207,000
新見市	3	-	-	-	-	-	2,500
赤磐市	-	-	2	-	1	-	1,875
真庭市	2	2	-	2	1	-	8,750
浅口市	1	1	-	-	2	-	4,000
和気町	-	-	1	-	1	-	1,500
里庄町	1	-	-	1	-	-	3,000
矢掛町	4	-	21	4	13	-	33,375
鏡野町	1	1	-	1	-	-	4,000
吉備中央町	1	-	-	-	-	-	1,000
総計	5,214	204	580	1,369	2,249	233	10,339,250

※基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金
 ※加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(4) 子ども災害見舞金

被災した子どもの生活の安定のため、住家が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを対象として、その養育者等に対し、子ども一人当たり2万円を支給する「子ども災害見舞金」を支給した。令和元年12月31日時点の状況は次のとおりである。

支給状況（令和元年12月31日時点）

区分	累計
受付件数【子どもの数】	1,980件【3,687人】
支給件数	1,976件
支給額	73,638,784円

(5) 義援金

ア 義援金の募集・受付

県では、日本赤十字社岡山県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会、NHK岡山放送局及びNHK厚生文化事業団で構成する「平成30年7月豪雨岡山県災害義援金」募金運動推進本部を設置し、7月10日から義援金の募集を開始した。

当初は、受付期間を平成30年12月28日までとしていたが、多額の義援金が寄せられていたことから、令和元年6月28日まで延長した。その後も、多くの被災者が生活再建のための支援を必要としていることから、令和2年6月30日まで再延長することとした。

その結果、義援金の受入金額は、令和元年12月31日時点で、約142億円となった。

イ 義援金の配分

県内外から寄せられた義援金を公平かつ効率的に配分するため、県地域防災計画に基づき、「平成30年7月豪雨岡山県災害義援金配分委員会」を設置した。

配分委員会の委員

団体名	役職	備考
岡山県	保健福祉部長	会長
日本赤十字社岡山県支部	事務局長	副会長
県社会福祉協議会	常務理事	—
県共同募金会	常務理事	—
NHK岡山放送局	放送部長	—

早急に被災者の生活再建を支援するため、7月23日に第1回配分委員会を開催し、7月31日に被災市町村に第1次配分を行った。また、8月23日に開催した第3回配分委員会において、深刻な住家被害及び被災者の住宅再建支援の重要性を考慮し、全壊、半壊、床上浸水被害に対する配分割合を引き上げる基準の変更を行い、8月31日に第3次配分を行った。

令和元年12月31日時点で第16次配分ま

で行い、約135億円を配分している。

市町村に配分した義援金は、各市町村で配分方法を決定し、被災者に配分している。

配分対象及び配分額

配分額(市町村配分日)	配分対象								
	人的被害(1人当たり)			住家被害(1世帯当たり)					
	死亡者・行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
第1次配分～(平成30年7月31日)	10万円	2.5万円	5万円	8万円	5万円	1万円	3万円	5万円	
第2次配分～(平成30年8月10日)	30万円	7.5万円	1.5万円	24万円	15万円	3万円	9万円	1.5万円	
第3次配分～(平成30年8月31日)	70万円	17.5万円	1.5万円	70万円	52.5万円	7万円	35万円	1.5万円	
第4次配分～(平成30年10月5日)	100万円	25万円	1.5万円	100万円	75万円	10万円	50万円	1.5万円	
第5次配分～(平成30年11月9日)	130万円	32.5万円	1.5万円	130万円	97.5万円	13万円	65万円	1.5万円	
第6次配分～(平成30年12月19日)	140万円	35万円	1.5万円	140万円	105万円	14万円	70万円	1.5万円	
第7次配分～(平成31年1月21日)	150万円	37.5万円	1.5万円	150万円	112.5万円	15万円	75万円	1.5万円	

※配分額は、その時点における累計配分額を記載

(6) 災害援護資金の利子補給

災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市町村条例に基づき、災害により世帯主が負傷又は住家・家財に被害を受けた世帯に対し、市町村が貸付を行う制度である。貸付原資は国が2/3、県・指定都市が1/3を負担する。貸付件数は115件、貸付総額は2億8,604万円となった（令和元年12月31日時点）。

貸付を受けた被災者の負担軽減を図るため、市町村が当該貸付金に係る利子補給を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付する制度を創設した。なお、3年間の据置期間があるため、制度が適用されるのは貸付が行われてから3年後である。

災害援護資金貸付金貸付実績（令和元年12月31日時点）

(単位：千円)

市町村名	貸付限度額別貸付件数及び貸付額													
	世帯主の負傷		住居の全壊		住居全体の滅失流失		住居の半壊		家財の損害		重複及び特別貸付		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
岡山市							10	16,800	3	4,500			13	21,300
倉敷市			54	129,690			5	7,800	1	1,500	34	114,000	94	252,990
総社市							2	3,400					2	3,400
高梁市							3	4,650					3	4,650
和気町							1	300					1	300
矢掛町							2	3,400					2	3,400
合計			54	129,690			23	36,350	4	6,000	34	114,000	115	286,040

平成30年7月豪雨岡山県災害義援金(第16次配分までの総額)

市町村名	金額(千円)
岡山市	2,818,900
倉敷市	8,520,165
津山市	46,005
玉野市	3,195
笠岡市	239,190
井原市	173,970
総社市	832,080
高梁市	438,510
新見市	35,355
備前市	3,000
瀬戸内市	465
赤磐市	13,470
真庭市	25,650
美作市	21,360
浅口市	11,640
和気町	25,500
早島町	600
里庄町	5,985
矢掛町	292,650
新庄村	15
鏡野町	8,400
勝央町	90
奈義町	30
西粟倉村	2,445
久米南町	300
美咲町	2,700
吉備中央町	4,920
計	13,526,590

(7) 保険料、一部負担金等の減免等

災害救助法適用の各保険者（市町村等）は、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険において、国の10割の財政支援により、一定基準に該当する被保険者の保険料（税）の減免、一部負担金（窓口負担）及び介護サービス利用料の免除を令和元年6月まで実施した。国の10割の財政支援が終了した令和元年7月以降については、各保険者がそれぞれの状況に応じて減免を継続するか否かを判断した。

県は、厚生労働省から発出される通知を保険者及び医師会等の関係団体に対して速やかに周知するとともに、リーフレットの配布やホームページへの掲載により広報した。

(8) 県税の減免等

ア 県税

被災された納税者が「減免（自動車税、自動車取得税、不動産取得税、個人事業税）」、「申告・納付等の期限延長」、「徴収猶予」等の措置を受けられるよう速やかに対応した。

(ア) 減免

次の税目について、納税者の申請に基づき、減免措置を行った。

【自動車税】

- 被災した自動車を使用不能となり廃車した場合は、被災の翌月分から月割りで減額還付
- 修繕した場合（保険金等の補てん分を除いた修繕費が5万円以上）は、修繕費の額により平成31年度分の税額の1/4又は1/2を減免

【自動車取得税】

- 被災により廃車にした自動車の代わりに自動車を取得した場合は、被災自動車の被災時における残存価格に税率を乗じて減免
- 取得してから1か月以内の自動車被災したため廃車にした場合は、納めた自動車取得税全額を減免（還付）

【不動産取得税】

- 取得してから1年以内の不動産が滅失等した場

合は、罹災証明書等により認定した家屋の被害の程度に応じ、20%～100%相当分を減免・滅失等した日から3年以内に代替不動産を取得した場合は、罹災証明書等により認定した家屋の被害の程度に応じ、20%～100%相当分を減免

【個人事業税】

- 事業用資産の損害の程度（保険金等の補てん分を除く。）が総額の1/2以上であって、前年の事業所得が1千万円以下の場合は、事業所得の金額により、税額の1/4、1/2又は全額を減免

県税の減免実績（令和元年12月31日時点）

税目	件数	税額
自動車税	1,083件	6,091千円
自動車取得税	610件	4,982千円
不動産取得税	50件	9,079千円
個人事業税	7件	476千円
合計	1,750件	20,628千円

(イ) 申告・納付等の期限延長

被災された納税者のうち下記の指定地域に納税地のある方について、7月5日以後に到来する県税の申告・納付等の期限を11月27日まで延長した（倉敷市真備町については、12月25日まで延長）。

また、当該地域以外の納税者についても、申告・納付（納入）等を期限までに行うことができない場合は、個別に対応を行った。

指定地域

指定地域
岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、矢掛町

(ウ) 徴収猶予

納税者からの申請に基づき、被災により県税を一時に納税することができないと認められる額について、1年以内の期間に限り徴収を猶予した。

(エ) 納税証明書交付手数料の免除

災害により損失を受けた方が、復旧に必要な資金の借入のために使用する納税証明書の交付手数料を免除した。

イ 使用料・手数料の減免

納税証明書交付手数料、運転免許証再交付手数料、県立学校授業料、開発行為許可申請手数料など、各種使用料・手数料の減免措置を行った。

減免措置の主なもの

主なもの	減免件数（累計）	
	平成30年度末	令和元年12月31日時点
納税証明書交付手数料	461件	793件
運転免許証再交付手数料	214件	214件
県立学校授業料	44件	71件
開発行為許可申請手数料	3件	7件

ウ 私立学校等への補助

私立学校等について、被災した世帯の児童・生徒の授業料等を軽減するため、県内に私立学校等を設置する学校法人等に対し、平成30年度に約3,055万円の補助を行った。また、令和元年度は約4,238万円の補助を行う予定である。

私立学校への補助一覧

	補助件数	
	平成30年度	令和元年度（予定）
対象児童・生徒数	183人	190人
補助金交付法人数	20団体	18団体
補助金交付額	30,551千円	42,385千円

(9) 被災者見守り・相談支援事業

仮設住宅等に入居する被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、被害の大きかった倉敷市、総社市が10月1日に市町村センターを開設し、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援などを実施している。

また、県でも同日に、県センターを開設し、

市町村センターの相談員を対象とした研修会や、連絡会議の開催、課題に応じたアドバイザーの派遣などの後方支援を行っている。

研修会開催状況（令和元年12月31日時点）

研修名	実施日	参加延べ人数
市町村職員等事前研修	平成30年10月16～17日	118人
導入研修	平成30年10月22日	8人
課題別研修	平成30年10月22日	12人
初任者研修	平成30年10月29日	6人
初任者研修	平成30年11月16日	19人
現任者研修	平成30年11月27日	27人
課題別研修	平成30年11月27日	34人
初任者研修	平成30年12月13日	27人
セミナー	平成31年1月11日	82人
課題別研修	平成31年1月29日	40人
課題別研修	平成31年2月21日	37人
メンタルヘルスケア講習	平成31年3月14日	45人
現任者研修	平成31年3月14日	46人
現任者研修	平成31年4月23日	45人
課題別研修	平成31年4月23日	45人
課題別研修	令和元年5月7日	40人
メンタルヘルスケア講習	令和元年5月17日	29人
課題別研修	令和元年5月17日	36人
現任者研修	令和元年8月5日	42人
セミナー	令和元年10月7日	90人
視察研修〔岩手県〕	令和元年11月11～12日	5人
メンタルヘルスケア講習	令和元年11月25日	41人
課題別研修	令和元年12月12日	24人
職種別研修	令和元年12月20日	11人

連絡会議開催状況（令和元年12月31日時点）

8回開催

(10) 要配慮者等に対する支援（無料宿泊施設の提供）

県と県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下、「旅館ホテル組合」という）とは、災害救助法の適用をうける大規模災害時において、旅館ホテル組合の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊施設を、被災した要配慮者等（高齢者、障害者、

乳幼児、妊産婦、その他集団生活が困難な者等)の避難場所として活用するための協定を締結しており、この災害で初めて、当協定に基づく支援を実施した。

対応状況

年月日	対応内容
H30. 7. 8	旅館ホテル組合に協定に基づく要配慮者等の受け入れを要請
H30. 7. 9	要配慮者等の受け入れ開始(～7月19日まで24時間体制で受付)(7月20日～7月31日の間、受付時間を8:30～22:00とした)
H30. 8. 1	協定を一部変更(組合が推薦する非組合員が所有する宿泊施設の提供を可能とした) 受付時間を、土日祝日を除く8:30～18:30とした
H30. 10. 26	新規受付終了
H30. 11. 10	要配慮者等最終退出

豪雨災害発生後、4日目の7月9日から11月10日までの125日間、要配慮者等の受け入れを実施し、延べ宿泊数5,926泊、利用者数143組407人が宿泊施設を利用した(利用施設数:33施設)。

協定上、県は被災市町村に宿泊施設情報を提供し、被災市町村が宿泊施設を利用する要配慮者等の選定や宿泊施設との連絡調整等を行うこととされているが、今回は、被災市町村の事務負担を軽減するため、県が全ての業務を代行した。

(11) 被災ペット対応

ア 概要

被災者が、ペットと一緒に避難する「ペット同行避難」により避難所を訪れたことで、一部避難所において混乱が生じた。災害時の同伴型避難所の開設状況は次のとおりである。

【総社市】(3箇所)

・市役所西庁舎:7月10日から9月9日(最大

- 犬17、猫5)
- ・北公園会議室:7月11日から21日(最大犬3、猫0)
- ・西公民館:7月9日から9月16日(最大犬4、猫3)
- 【倉敷市】(1箇所)
- ・穂井田小学校:7月21日から10月1日(最大犬12、猫4)

イ 県における被災ペット対応

災害時におけるペット対応については、平成30年3月に整備した「県災害時動物対応要綱」に基づき、対応を実施した。

発災後の7月9日に県生活衛生課内に動物救護本部を設置し、関係団体や被災自治体との連絡調整を行うとともに、環境省への対応状況の報告や、ペット災害対策推進協会に対して、避難所において不足しているペット用資材の提供依頼を行った。

また、要綱の規定内容や協定書に基づき、関係団体と協力し、避難所における被災ペットの受入に係る衛生指導、放浪したり、飼えなくなった被災ペットの保護や健康管理、募金等を原資とした緊急災害時動物救済基金の管理及びボランティアの調整等を行った。

県における対応状況

年月日	対応内容
H30. 7. 9	11:30 県動物救護本部設置(事務局:生活衛生課):構成員(県獣医師会、県動物愛護財団、県動物愛護センター、岡山市及び倉敷市) ペット災害対策推進協会(以下「ペット災対協」という。)に支援物資(ペットフード等)の送付を依頼 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に対応状況を報告 関係する団体等と連絡調整
H30. 7. 18	事務局 被災地巡回
H30. 7. 19	第1回県動物救護本部会議の開催
H30. 7. 23	仮設住宅へのペット受け入れ配慮についての環境省通知を県から倉敷市へ申し入れ
H30. 8. 2	事務局 被災地視察
H30. 8. 7	ペット災対協から代理募金を受領(1回目)
H30. 8. 8	環境副大臣 被災地視察に同行
H30. 8. 21	第2回県動物救護本部会議の開催
H30. 10. 26	第3回県動物救護本部会議の開催
H30. 10. 31	県動物救護本部活動停止
R元. 5. 24	第4回県動物救護本部会議の開催
R元. 9. 6	緊急災害時動物救済基金の監査報告、精算完了

第3節 公共土木施設等の復旧・復興

1 河川の復旧

(1) 復旧状況

県では、堤防が決壊した10河川16箇所において、令和元年6月中旬の出水期までに決壊箇所の原形復旧(被災前の堤防高までの復旧)を完了させることを目標に工事を進め、令和元年6月15日までに全ての決壊箇所の原形復旧が完了した。

その後、決壊箇所のうち、主に越水により決壊した7河川13箇所においては、堤防嵩上げや堤防強化等の改良復旧工事を進めていたが、令和元年9月6日までに全ての工事が完了した。

決壊した河川のうち、高梁川水系末政川・高馬川・真谷川(以下「末政川外2河川」という。)では、河川激甚災害対策特別緊急事業(以下「激特事業」という。)に、旭川水系砂川では、激特事業及び災害関連事業に、高梁川水系高梁川では、河川災害復旧等関連緊急事業(以下「復緊事業」という。)と災害関連事業に採択された。本県において、復緊事業は平成21年災以来9年ぶり、また、激特事業は平成10年災以来、実に20年ぶりの申請・採択となった。

末政川外2河川と国管理の小田川では、発災から2か月後の9月7日に、「真備緊急治水対策」として国・県が連携して緊急的に、小田川合流点付替え、堤防嵩上げ、堤防強化対策等のハード対策を、概ね5年間で実施することを決定した。また、平成31年2月8日には、防災・減災のための「ハード」と「ソフト」が一体となった「真備緊急治水対策プロジェクト」として、国・県・倉敷市が連携して取り組む方針を発表し、これまでの「真備緊急治水対策(ハード対策)」と、新たにソフト対策が一体となり、水防災意識社会の再構築に向け、関係機関が連携・協力して取組を加速していくこととなった。

ソフト事業は、住民が作成するマイ・ハザードマップの普及、水害時に行政やライフライン事業者などの対応を時系列で定めた「多機関連携型タイムライン」の策定、排水ポンプ車の移動ルートや配置を決める排水計画の作成と訓練の実施、小中学生対象の防災教育推進などを行う予定である。

また、砂川及び高梁川においては、11月27日に改良復旧事業に採択され、未被災区間を含めた一連区間において、築堤、河道掘削などを今後、概ね4年から5年で実施することが決定している。

県管理河川では、これら激特事業、復緊事業をはじめとする改良復旧を、事業費約300億円で、今回の豪雨と同程度の降雨があった場合でも、再度災害の防止・軽減が図られるよう集中的に推進していくこととしている。

復旧状況写真(令和元年9月6日時点)

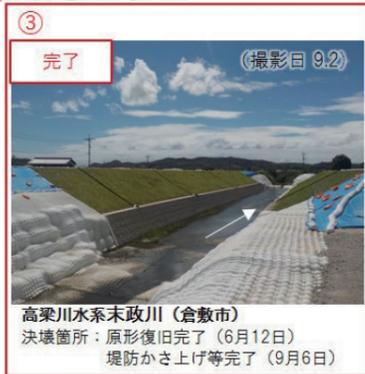
平成30年7月豪雨 決壊箇所への復旧状況



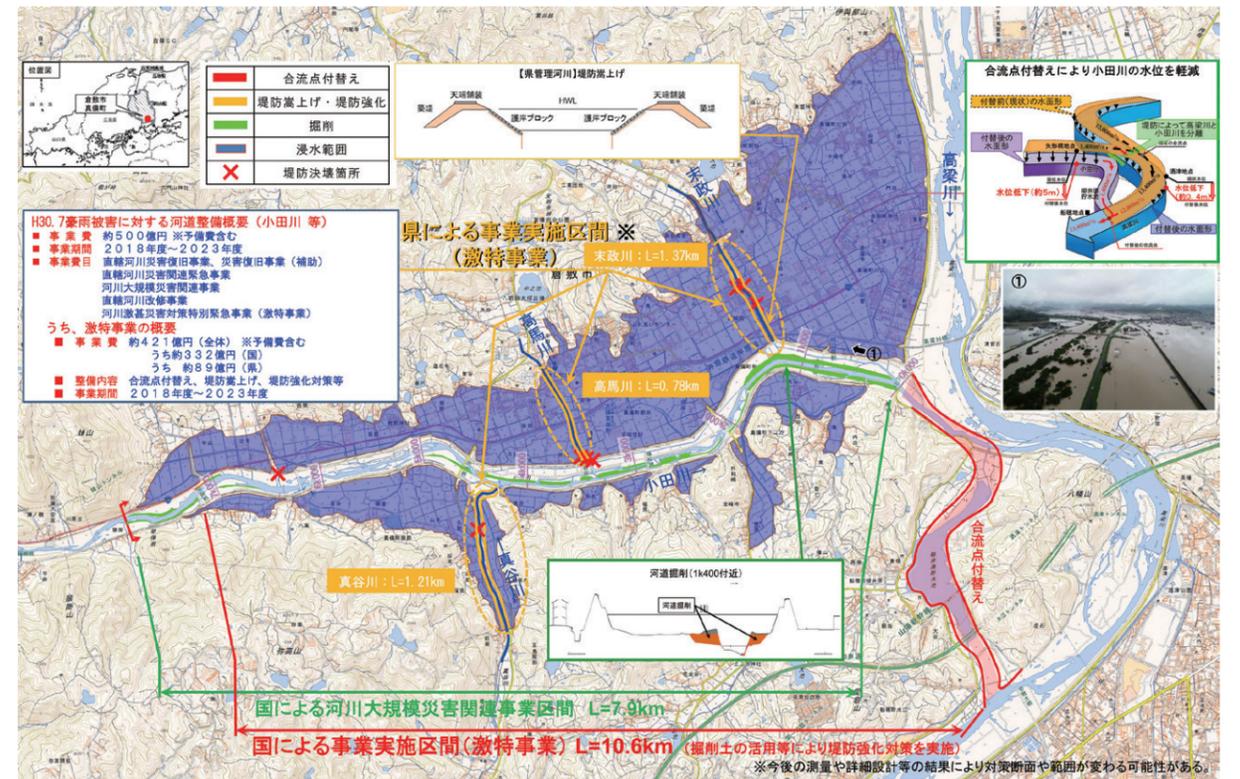
- すべての決壊箇所が6月15日までに元の堤防高までの復旧が完了しました。
- このうち、主に越水により決壊した7河川13箇所、9月6日までにかさ上げや堤防強化が完了しました。
- 引き続き、激特事業等で堤防整備や河道掘削を実施し、治水安全度の向上を図ります。



凡例
 ●決壊箇所(主に越水)
 ●決壊箇所(主に越水以外)



真備緊急治水対策の概要



電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成

真備緊急治水対策

事業区間: 末政川約1.4km、高馬川約0.8km、真谷川約1.2km(倉敷市真備町)

事業内容: 決壊箇所とそれに接続した区間について、激特事業として、決壊した堤防の復旧と堤防高上げ、堤防強化を実施し、再度災害の防止を図る。

事業期間: 平成30年度から令和5年度

事業費: 約89億円(県)

砂川激特事業及び災害関連事業の概要



■砂川

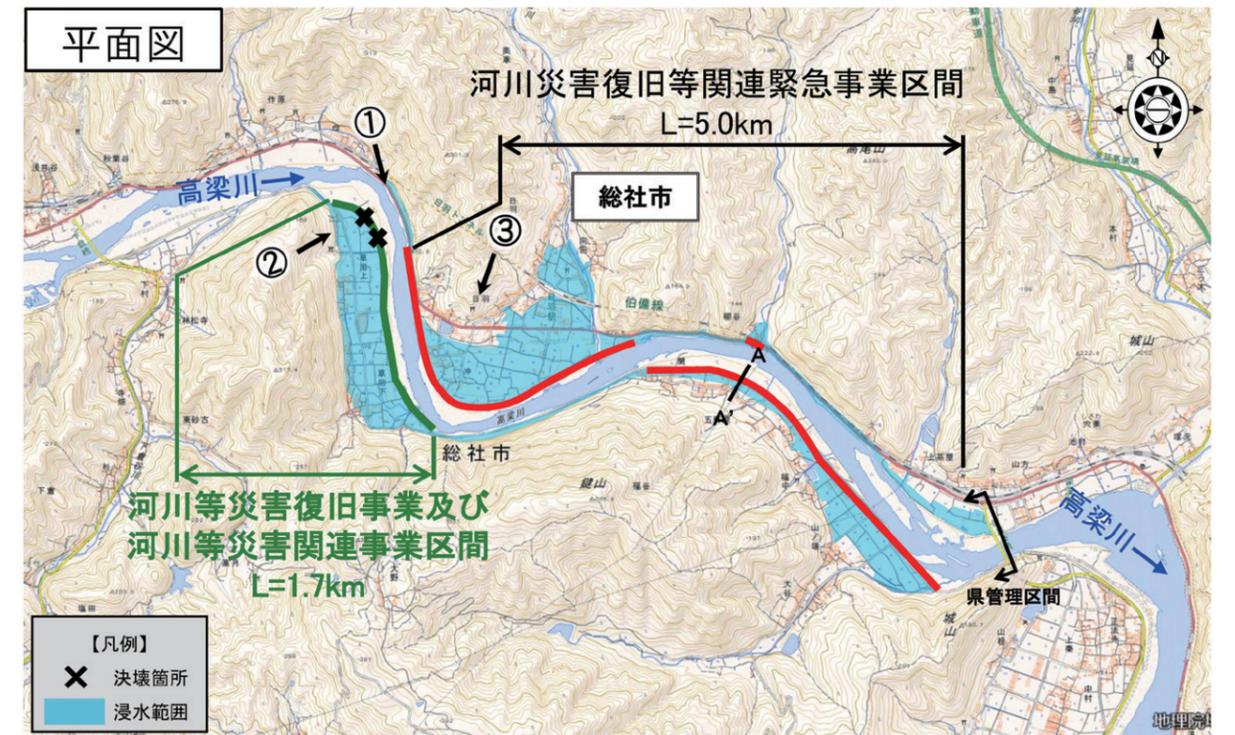
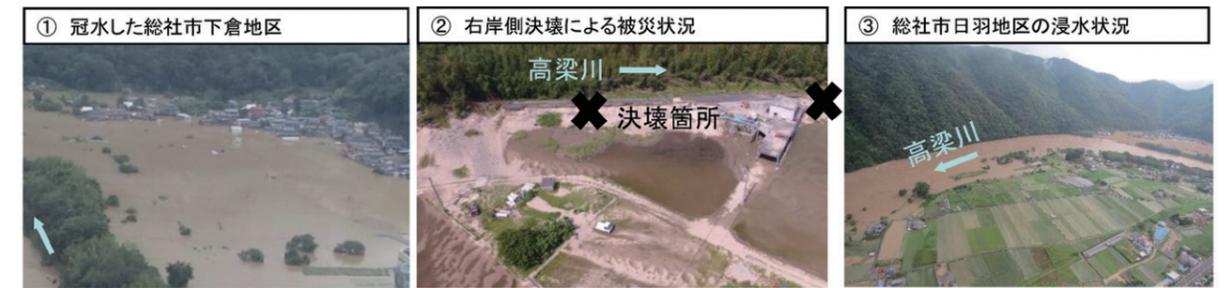
事業区間：約 7.2 km（岡山市東区）

事業内容：決壊箇所とそれに接続した同様のぜい弱な区間約 0.5 km については、災害関連事業として、決壊した堤防の復旧と堤防強化を行い、災害関連事業箇所から下流の約 7.2 km 区間については、洪水時の水位を下げるために、激特事業として、引堤や河道掘削等を実施し、再度災害の防止を図る。

事業期間：平成 30 年度から令和 5 年度

事業費：約 144 億円

高梁川復緊事業及び災害関連事業の概要



電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成

■高梁川

事業区間：約 6.7 km（総社市福谷から下倉）

事業内容：決壊箇所とそれに接続した区間約 1.7 km については、災害関連事業として、決壊した堤防の復旧と堤防嵩上げを行い、再度災害の防止を図る。災害関連事業区間の下流約 5.0 km については、復緊事業として、災害関連事業による流量増加に対応するため、堤防整備等を実施する。

事業期間：平成 30 年度から令和 4 年度

事業費：約 41 億円

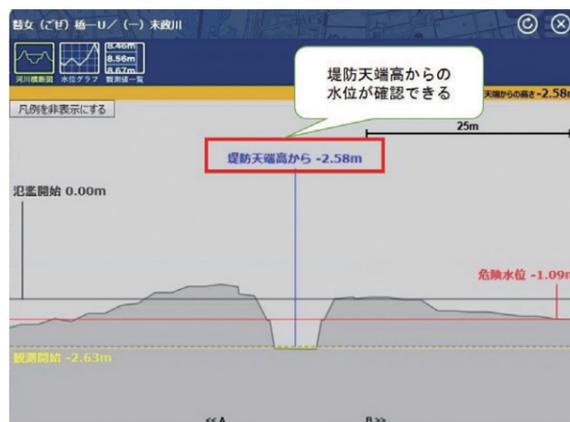
(2) 水位計の増設

被災直後に、豪雨災害で破堤した末政川、高馬川、真谷川などの6河川6箇所、新たに水位計を設置し、8月に運用を開始した。また、既設水位計が流失等した4河川4箇所を含む、合計48箇所を平成30年度に設置し、令和元年度は30箇所増設することとしている。

水位計設置例



水位情報（専用サイト「川の水位情報」による）



水位計設置状況 (単位：箇所)

設置年度\水系名	高梁川	旭川	吉井川	その他	合計
既設(平成29年度まで)	22(22)	21(21)	26(26)	19(19)	88(88)
平成30年度	6	4(2)	8(4)	30(1)	48(7)
令和元年度	10	5	14	1	30
合計	38(22)	30(23)	48(30)	50(20)	166(95)

※ () は従来型水位計の内数

(3) 河川監視カメラの増設

平成30年7月豪雨による被災状況や沿川の土地利用等を踏まえ、河川の様子をリアルタイムに画像で確認でき、早期の水防活動や住民の避難判断等を支援することを目的として、河川監視カメラ(簡易型河川監視カメラ)を24河川で41箇所増設し、既設と合わせ、25河川で51箇所整備することとしている。

河川監視カメラ設置状況

設置年度\水系	高梁川	旭川	吉井川	二級	合計
既設	河川数 2	2	1	2	7
	箇所数 3	3	2	2	10
令和元年度	河川数 8	3	6	7	24
	箇所数 12	11	7	11	41
合計	河川数※ 8	4	6	7	25
	箇所数 15	14	9	13	51

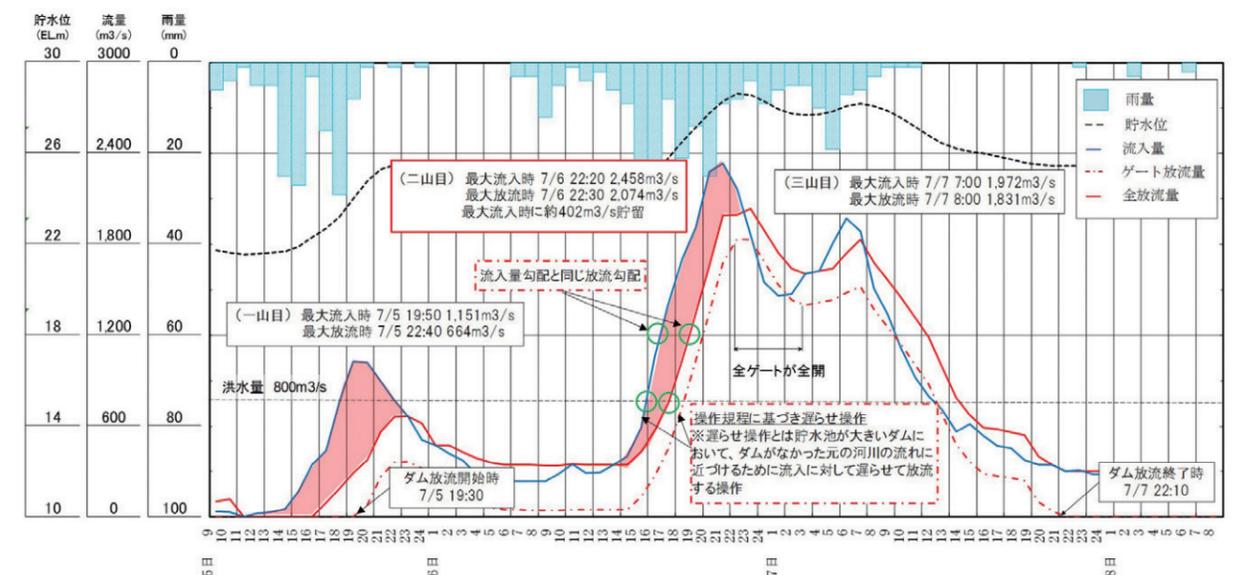
※河川数は重複河川があるため、合計は一致しない。

(4) 新成羽川ダムの治水協力

新成羽川ダムでは、平成30年7月豪雨における流入量が昭和47年7月豪雨に続き既往2番目であり、三山波形の厳しい出水であったが、最大流入時2,458m³/sに対し、402m³/sをダムに貯留するとともに、操作規程に基づく遅らせ操作を行った。

一方で、高梁川水系全域で甚大な洪水被害が発生し、地元自治体等から、高梁川水系最大規模である新成羽川ダムの治水協力について強い要請を受けたことを踏まえ、中国電力は、学識経験者、河川管理者、下流利水者を委員とする「新成羽川ダム他の操作に関する技術検討会」を立ち上げた。治水と利水のバランスに配慮し、検討を重ねた結果、事前放流を中心とした治水協力を令和元年の出水期から実施することとした。

新成羽川ダムのハイドログラフ及びハイトグラフ(ダムへの水の流入・放流量や貯水位などの時間的な変化を示したグラフ)



お知らせ(新成羽川ダムの治水協力(事前放流))

(お 知 ら せ)

2019年6月20日
中国電力株式会社
岡山支社

新成羽川ダムの治水協力に関する検討結果について

当社は、平成30年7月豪雨により高梁川水系において甚大な洪水被害が発生したことを踏まえ、「新成羽川ダム他操作に関する技術検討会」(委員長：角 哲也 京都大学教授)を設置し(2019年1月16日 お知らせ済み)、事前放流実施の可能性、諸条件、効果、実施に伴うリスクと対応等について、検証・検討を重ねてきました。この度、以下のとおり検討結果がとりまとめられましたので、お知らせします。

検討結果については、国土交通省・岡山県主催の「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」へ報告するとともに、河川管理者、関係自治体のご理解とご協力を得つつ、本年の梅雨期からの実施に向け、準備を進めてまいります。

【主な検討内容と結果】

- 平成30年7月豪雨時の検証
 - ・ダム操作は、国の承認を得た「ダム操作規程」に則り、適正であったことを確認した。
- 事前放流の実施可能性と効果
 - ・新成羽川発電所(混合揚水式)の特徴である大きな発電放流能力を活用して、ダム水位を低下させ、空き容量を確保することにより、一定の効果が見込めることを確認した。
- 事前放流開始の条件
 - ・一定の規模以上の洪水が想定される、積算雨量110mmを超えることが予想された場合に実施する。
- 事前放流実施による効果の限界とリスク
 - ・長時間連続して発生する大洪水では事前放流の効果に限界がある。
 - ・事前放流は晴天時に実施する可能性があり、河川の水位上昇に伴う入川者への警告に万全を期す必要がある。
 - ・降雨予測が外れ、ダムの水位が回復しない場合は洪水リスクが高まる可能性がある。
- 情報の公開
 - ・インターネットでダム情報の公開を予定している。

以 上

(添付資料) 新成羽川ダムにおける治水協力について

出典：中国電力ホームページ

(5) 重要水防箇所の見直し

堤防高が低い箇所など洪水時に注意が必要な箇所について、水防団等が迅速かつ円滑に水防活動を行えるよう重要水防箇所として指定しているが、平成30年7月豪雨による堤防の決壊等を受けて、現行の評定基準に、「背水位の影響区間に対する堤防高評価」と「決壊箇所と同様な築堤構造を有し注意を要する区間」の暫定的な評定基準を加え、重要水防箇所の見直しを行った。

その結果、堤防が決壊した箇所及びその前後の改修計画区間、漏水が認められた箇所や陸閘などについて追加指定し、重要水防箇所を829箇所から2,037箇所に見直した。

また、市町村や消防機関などへ重要水防箇所が掲載されている水防計画書を配付するとともに、市町村と水防担当者連絡会を開催し、重要水防箇所の評定基準や指定箇所に係る変更点などを説明したほか、建設技術センター主催の水防担当者講座の対象に消防団員を加え、重要水防箇所の基本的な知識などの講義を実施し、周知を図った。

復旧前の国道430号



復旧後の国道430号



復旧後の県道鷲羽山公園線



復旧前の県道鷲羽山公園線



復旧後の県道鷲羽山公園線



(ウ) 県道鏡野久世線 (真庭市檜西)

県道鏡野久世線において、余ノ川の出水により、河川道路兼用護岸が崩壊し、全面通行止めとなった。護岸等の復旧工事を進め、令和元年6月に交通規制を解除した。

復旧前の県道鷲羽山公園線



復旧前の県道鏡野久世線



復旧後の県道鏡野久世線



(エ) 県道倉見斉の谷線 (津山市加茂町黒木)

県道倉見斉の谷線において、倉見川の出水により、河川道路兼用護岸が崩壊し、片側交互通行となった。護岸等の復旧工事を進め、令和元年10月に交通規制を解除した。

復旧前の県道倉見斉の谷線



復旧後の県道倉見斉の谷線



復旧前の県道倉見斉の谷線



復旧後の県道倉見斉の谷線



(2) 道路改良復旧

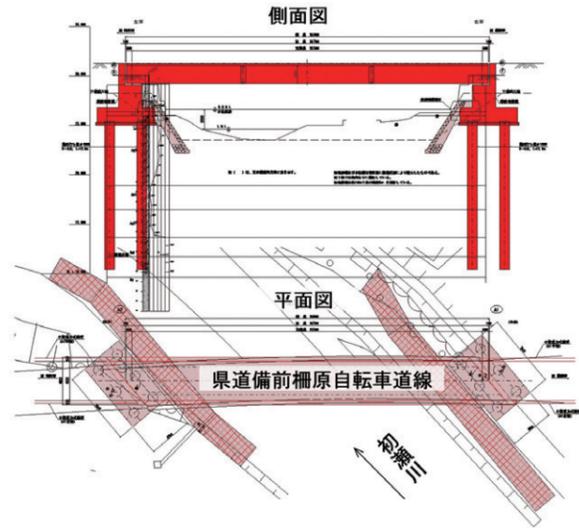
【県道備前柵原自転車道線】(和気町衣笠)

県道備前柵原自転車道は、岡山県サイクリング推奨ルート路線の1つ「片上ロマン街道」として地域の方々に親しまれている路線である。

和気町衣笠の初瀬川に架かる橋梁(3径単

純鉄桁橋)において、橋脚の沈下・傾斜、それに伴う上部工の変位など、甚大な被害が発生した。そこで、被災原因となった河積阻害物を除去するため、橋脚を取り除き、上部工を1径間で架設する改良復旧を3か年で行う。

橋梁災害関連事業概要図



被災状況(全体図)



被災状況(橋脚の沈下・傾斜、上部工の変位)



4 警察施設及び交通安全施設の復旧等

(1) 警察施設

警察施設については、玉島警察署川辺交番や真備交番が床上浸水の被害を受けるなど、多くの施設が被害を受けたが、全て復旧した。

両交番では、使用不能となっている間、臨時事務所を開設し、被災住民の要望等を幅広く聴取するとともに、各種犯罪の未然防止及び被災者の不安解消に努めた。

真備交番臨時事務所



(2) 交通安全施設

交通安全施設については、信号機が42箇所、道路標識が78箇所の被害を受けたが、サインカーを配置し、一般車両の迂回誘導や交通整理を行うなど、被災地及び周辺道路の渋滞解消と円滑な交通を確保しつつ、早期復旧を図っている。

サインカーによる交通整理



第4節 医療・福祉施設の復旧

1 医療施設

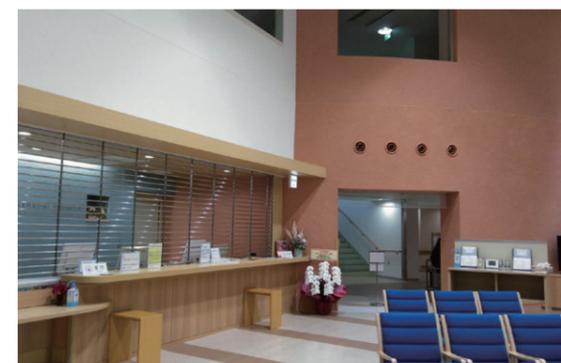
被害を受けた医療施設のうち、医療施設等災害復旧費補助金で医療施設5施設、また、グループ補助金で医療施設15事業者と薬局5事業者が申請し、復旧を進めている。

また、1階部分が完全に浸水したまび記念病院では、7月18日に外来診療が再開されたのに続き、12月には入院患者の受入れが再開され、平成31年2月には、完全復旧した。

被災直後のまび記念病院



復旧したまび記念病院



2 保育関係施設

備前、備中地域を中心に、53施設が浸水や土砂流入等の被害を受けた。

このうち特に被害が大きかった12施設につ

いては、社会福祉施設等復旧費補助金等により復旧支援を行った。

2施設を除いて、平成30年度中に順次、復旧を完了した。

残る2施設も、早期の復旧に向け、工事を進めている。

3 障害者関係施設

備前、備中地域を中心に、浸水や土砂流入等の被害を受けた。

このうち建物や設備・備品の被害が大きかった16事業所について、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金等により支援を行った。

被害(建物)の大きかった就労継続支援1事業所を除いて、平成30年度中に順次、復旧を完了し、事業を再開した。

残る1事業所についても、早期の復旧に向け、工事を進めている。

建物被害により補助金を活用した事業所数 2件

事業種別	事業所数	市町村別事業所数内訳
就労継続支援B型	2件	倉敷市2

設備・備品等被害により補助金を活用した事業所数 14件

事業種別	事業所数	市町村別事業所数内訳
就労継続支援A型	4件	岡山市1, 倉敷市2, 総社市1
就労継続支援B型	3件	倉敷市3
相談支援	2件	岡山市1, 倉敷市1
児童発達支援	2件	倉敷市2
生活介護	1件	倉敷市1
自立訓練	1件	倉敷市1
地域活動支援センター	1件	倉敷市1

4 高齢者関係施設

備前、備中地域を中心に、60施設が浸水や土砂流入等の被害を受けた。

このうち、特に被害が大きかった9施設については、社会福祉施設等災害復旧費補助金等により復旧支援を行うこととした。

建物被害の大きかった4施設については、平成30年度中に順次、復旧を完了し、事業を再開した。残り3施設については、協議を継続している。

また、施設・備品に大きな被害を受けた2施設について、地域医療介護総合確保基金事業費補助金（施設開設準備経費等支援事業）による備品整備を平成30年度中に完了した。今後、他施設においても事業実施の予定である。

第5節 農地・農業用施設等の復旧

1 農地・農業用施設

近年、市町村職員の中に災害時の業務対応経験者が非常に少なく、今回の大災害では、被災箇所が多かったことから、市町村のみでは早急に対応することができない状況であった。このため、県では、査定を受けるまでの支援として、延べ320人の県職員が、被害調査、査定設計書作成、ため池の緊急点検について約3か月間の支援を行った。また、農林水産省査定官や栃木県庁職員の備中県民局への支援もあった。

農地・農業用施設災害復旧事業等の補助を受けるため、平成30年8月28日から平成31年1月18日（第17次）まで約5か月間かけて、延べ44班で中国四国農政局及び中国財務局による査定が実施された。

また、河川堤防決壊による農地や排水機場の大規模な被災もあり、県では初の大規模災害査定方針適用の査定の実施となり、1,645箇所、75億5,120万円の事業費の決定を受けた。

農地・農業用施設の査定状況

工種	箇所数	査定金額（千円）
農地	1,157箇所	2,451,824
ため池	58箇所	504,422
頭首工	63箇所	924,749
揚水機	29箇所	2,101,917
水路	163箇所	626,160
農道	163箇所	701,265
その他	12箇所	240,863
合計	1,645箇所	7,551,200

令和元年12月31日時点の進捗状況は、農地については、1,157箇所のうち、897箇所で工事に着手し、560箇所が完了している。農業用施設（農道・水路等）については、488箇所のうち、420箇所で工事に着手し、232箇所が完了して

いる。

そのほか、災害復旧事業の要件を満たさない小規模な施設災害については、平成30年7月豪雨農業用施設災害復旧緊急対策事業交付金を単県事業として新設し、758件の復旧を支援した。また、小田川沿いの排水機の復旧は、高度な技術が必要なため、市町からの要請を受け、県営災害復旧事業として実施した。

さらに、被災した場合に下流に影響のあるため池7,330箇所については、国、県、他県、市町村の職員を総動員し、約1か月間の短期間で緊急点検を行った。

水田の畦畔崩壊（奈義町）



ふとんかごによる復旧（奈義町）



石張堰の崩壊・流出（矢掛町）



コンクリートによる復旧（矢掛町）



山腹工事着工前（矢掛町浅海）



山腹工事竣工後（矢掛町浅海）



治山ダム工着工前（倉敷市広江）



治山ダム工竣工後（倉敷市広江）



2 治山・林道施設

(1) 治山

大規模な山地災害に対する当年度復旧対策工事として災害関連緊急治山事業を22箇所を実施したほか、被災した治山施設復旧工事を35箇所を実施することとした。

市町村が実施する山地災害の復旧対策103箇所に対し、事業費補助するほか、技術的支援を行った。

被害の調査に当たっては、被災した市町村に被害調査チームを派遣し、被害の把握を行うとともに、情報を市町村に提供した。現地では、山腹崩壊地や被災状況の早急な把握と2次被害防止のため、ドローン等による上空からの調査を実施し、撮影した画像を市町村に提供した。

(2) 林道施設

林道施設災害復旧事業の災害査定にあたり、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」の適用を受け、航空機からのレーザー計測の活用などにより、73箇所の災害査定を迅速に完了させた。

また、激甚災害の指定による高率の国庫補助が適用されるとともに、市町村の協力を得ながら施越工事による早期復旧に努めた。

林道鷲ヶ巣線着工前（新見市新見）



林道鷲ヶ巣線竣工後（新見市新見）



3 その他農林水産施設等

(1) 農業用共同利用施設

選果場や農産物倉庫などの施設については、営農活動への影響が最小限となるよう速やかな復旧に取り組み、被災後2週間で仮復旧が完了した。その他の施設も順次復旧に取り組み、被

災した24施設は令和元年5月末までに復旧が完了した。復旧には、被災農業者向け経営体育成支援事業やグループ補助金が活用された。

(2) 畜産関係

畜産関係の復旧状況については、畜舎等が被災した15農場のうち、要望のあった6農場は、被災農業者向け経営体育成支援事業により復旧に着手し、令和元年10月末時点で5農場が完了している。また、被害を受けた飼料作物については利用不能となり、不足分を粗飼料確保緊急対策事業補助金の活用により対応した。

(3) 林産関係

被災した22箇所の林産施設については、国の補助事業の活用などにより復旧し、被災前の生産能力を回復している。

被災した木材加工施設（西粟倉村）



復旧した木材加工施設（西粟倉村）



(4) 水産関係

高粱川漁業協同組合のアユ種苗生産施設は被害が甚大であったため、岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の活用により復旧を図り、令和2年1月に復旧工事が完了し、アユの育成を再開した。

また、沿岸域の漁港施設への土砂の流入等についても、撤去作業等を行い、漁港環境の改善を図った。

被災したアユ種苗生産施設（総社市下原）



復旧したアユ種苗生産施設（総社市下原）



第6節 災害廃棄物処理

発災直後から、災害廃棄物を所管する循環型社会推進課が、各県民局と連携して市町村の廃棄物処理施設の被災状況などの情報収集を開始し、大量の災害廃棄物の発生が見込まれた7月7日以降、課内職員への業務の割振りや他課からの応援職員により順次体制を強化した。

また、被害が甚大であった倉敷市及び総社市から災害廃棄物の処理に関する事務を地方自治法に基づき受託したことを受け、8月29日に循環型社会推進課内に「災害廃棄物対策室」を設置し、情報収集や災害廃棄物の広域処理調整などの被災市町村への支援を専門的、一体的に行うこととした。

県内の災害廃棄物発生推計量等

災害廃棄物発生推計量	443,300t ※処理済量 391,700t(進捗率88.4%)
公費解体想定解体棟数	3,553棟 ※解体済 3,064棟(進捗率86.2%)

(注) ※数値は令和元年12月31日時点

(1) 倉敷市真備町の災害廃棄物撤去

発災初期の最大の課題となったのが真備町内の至る所に排出された片付けごみの撤去であった。今回の豪雨災害で、特に甚大な被害を受けた倉敷市真備町では、発災後から比較的天候に恵まれたこと、1週間後には3連休があったこと等から被災家屋の片付けが急速に進んだ結果、仮置場等に搬入しきれなかった片付けごみが、国道486号沿道等に分別されることなく混合状態で排出され、さらにそれらが道路上にせり出したことで、大渋滞を引き起こし、一時、緊急車両の通行をはじめ、被災地の各復旧作業に多大な支障を来す状況になった。

これらの大量の片付けごみの撤去については、自衛隊、環境省、県産業廃棄物協会、全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会などが支援したほか、県自らも道路管理者として積極的に

支援し、8月25日までに真備町内の住宅地等身近な場所からの撤去は概ね完了した。

真備町内の道路沿道に積み上げられた災害廃棄物



(2) 市町村の仮置場

市町村が設置した仮置場は、延べ59箇所に上った。

真備町以外でも、発災後に開設した仮置場がすぐに満杯となり、新たな仮置場開設を余儀なくされた市町村もあったが、発災直後から実施した県や環境省（D.Waste-net）、支援県による現地での分別指導の助言のほか、県が備蓄していた分別用看板の提供等により、仮置場に搬入された災害廃棄物は概ね混合状態になることなく、その後の処理も円滑に行われた。

また、市町村の仮置場の管理運営に当たり、県では火災対策、環境モニタリング、台風接近時の留意事項等を随時情報提供した。

真備町内に設置された一次仮置場



(3) 県災害廃棄物処理実行計画の策定

浸水被害を受けた地域を中心に大量の災害廃棄物の発生が見込まれたため、県が、処理の主体となる市町村への技術的援助や広域的な支援調整を行い、県全体で計画的に処理を進める必要があった。

そのため「岡山県災害廃棄物処理計画」(処理計画)に基づき、「岡山県災害廃棄物処理実行計画」(実行計画)を策定することとした。

実行計画の策定に先立ち、発災後2年間での処理完了を目指すことと、市町村による処理が困難であると認められる場合には、地方自治法に基づき、県が事務受託し、処理を代行することを明記した「平成30年7月豪雨災害により発生した災害廃棄物処理基本方針」(基本方針)を8月21日に策定した。

災害廃棄物処理基本方針(抜粋)

処理主体	市町村(廃棄物処理法第4条第1項) 【県の役割】 ・市町村が行う災害廃棄物の処理に対する技術的援助 ・関係機関及び他都道府県等との協力・支援の調整 ・災害廃棄物処理の進捗状況の把握 ・市町村による処理が困難な場合における災害廃棄物の処理事務の受託
処理期間	発災後2年間での処理完了 (進捗状況により適宜見直し)
処理方法	・円滑かつ迅速に処理することを原則とし、平常時と同様に再使用、再生利用、熱回収、適正処分という順位で処理 ・環境負荷の大きい焼却処分及び最終処分量を可能な限り少なくする。 ・県内での処理を基本とし、目標期間内での処理完了が困難な場合には、県外広域処理や仮設処理施設の設置も検討

また、この基本方針に基づき、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための必要な事項を定めた実行計画を10月1日に策定し、そ

の際、災害廃棄物の発生推計量を家屋解体の想定棟数や過去の他災害での実績等を踏まえ、約30万トンと推計した。

その後、発災後約1年となる令和元年7月16日に実行計画を改訂し、県受託事業の詳細を盛り込むとともに、災害廃棄物の処理や公費解体等の進捗や実績を踏まえ、発生推計量を約44万トンに見直した。

(4) 県による処理事務の受託

平成30年7月豪雨災害では、倉敷市と総社市から県に事務委託したい意向が示されたため、本県では、両市の被災状況等を勘案し、速やかな復旧・復興のため、8月28日に、両市の災害廃棄物処理事務の一部を受託した。

県が事務受託する災害廃棄物量

事務受託し県が代行処理する量	318,812t
内訳	
倉敷市分	312,109t
総社市分	6,703t

事務受託後、8月29日から直ちに本県が担う一次仮置場(フラワーフィールド)及び二次仮置場の管理運営業務は、当面の措置として、発災時から両市が災害時協力協定に基づき委託していた県産業廃棄物協会に引き続き委託し、途切れることなく災害廃棄物の処理を円滑に継続できるよう体制を整えた。

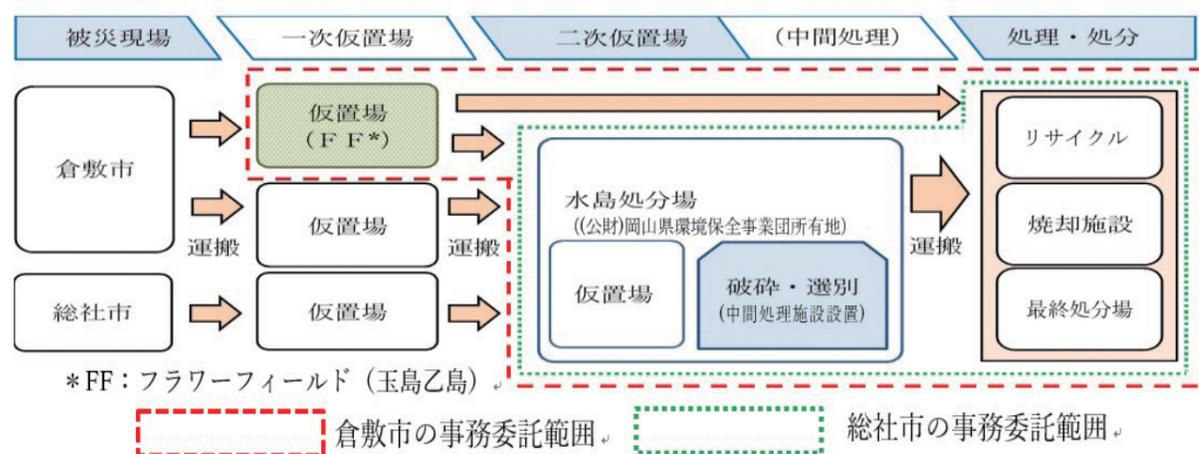
同時に、中間処理(破碎・選別)を行う仮設の中間処理施設の整備を含む災害廃棄物処理事務の委託手続を公募型プロポーザル方式により進めた結果、岡山県災害廃棄物処理業務共同企業体(構成員14社)に委託することを決定し、県産業廃棄物協会からの引き継ぎを経て、11月29日から共同企業体による処理業務を開始した。

(5) 仮置場の管理運営

ア 一次仮置場(玉島E地区フラワーフィールド)

一次仮置場は、倉敷市の公費解体(費用償還の対象になる自費解体を含む)により発生した家

倉敷市・総社市からの事務委託の範囲



屋解体廃棄物専用の一次仮置場であり、廃棄物の受入業務や搬入物の管理、計画的な処分先への搬出業務を中心に管理運営した。

搬入物は、できる限り再生利用を行っている処分先を選定の上、種類ごとに計画的に処分先に搬出するよう努めた。

ピーク時には400台以上もの搬入車両が来場し大量の廃棄物がたまっていくため、県内外に複数の処分先を確保し100台以上の大型車両で効率的に搬出作業を行うことにより、わずかな搬入制限もすることなく円滑な受入業務を確保し、被災地の速やかな復旧・復興を支えた。

なお、倉敷市の公費解体申請の受付終了に伴い、令和元年末で受入業務を終了し、令和2年1月28日には全ての廃棄物の搬出を終えており、令和2年4月頃の閉鎖を目指し計量器等の設備の撤去、整地などの現状回復に取り組んでいる。

一次仮置場への解体廃棄物搬入車両



イ 二次仮置場(水島処分場)

県環境保全事業団の最終処分場跡地に設けられた二次仮置場では、発災当初に真備町内に山積みされた片付けごみや、倉敷市及び総社市内の一次仮置場に搬入された災害廃棄物のうち、混合廃棄物など中間処理(破碎・選別)が必要な災害廃棄物を受入れている。

搬入物は、場内に新たに整備した中間処理施設(平成31年2月15日本格稼働開始)を基軸として県内外の廃棄物処理施設等を活用し、発災後2年間で処理完了できるよう取組を進めている。

ウ 仮置場における各種の取組

各仮置場の管理運営に当たっては、廃棄物の保管に伴い懸念される火災発生防止のための温度管理や、環境モニタリングのほか、ハエ等の発生を防止するための薬剤散布など各種の取り組みを行い周辺生活環境の保全に努めている。

(6) 災害廃棄物の中間処理

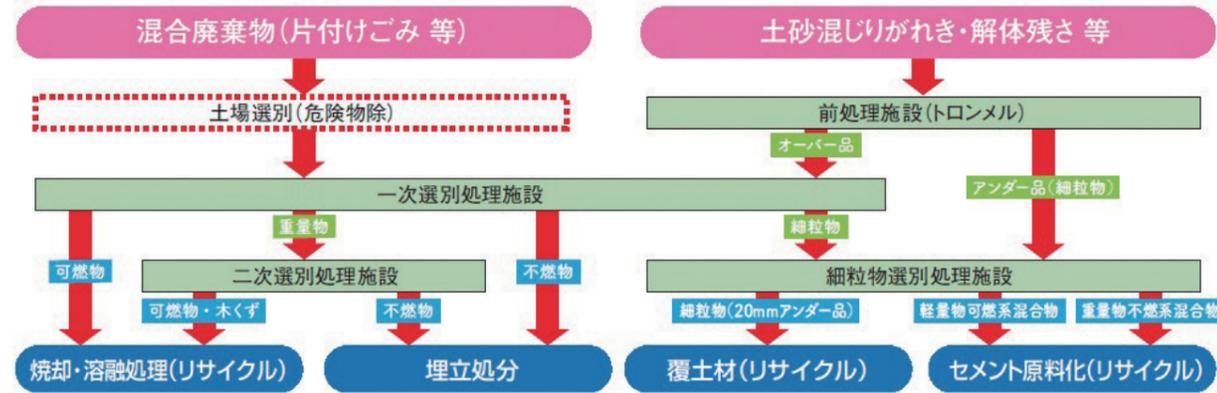
二次仮置場で受け入れた災害廃棄物は、様々な廃棄物が混在した混合廃棄物で、そのままではリサイクルができないばかりか、焼却処理や埋立処分もできない。

このため、破碎処理や選別処理を行う中間処理施設を新たに整備し、各処分先の受入基準に確実に適合させ、処理を進めている。

中間処理後の廃棄物のうち、再生利用が可能なものについては県内外の再生利用を行っている処分先に搬出し最終処分量の低減を図っている。

なお、事務受託分の廃棄物処理量は令和元年12月31日時点で27万9千トン（進捗率87.5%）である。

基本処理フロー



中間処理施設の概要



①前処理施設(トロンメル)
回転式のふるい(トロンメル)で付着土砂などを除去



②一次選別処理施設(破碎機、バリオセパレーター)
破碎施設で破碎し、傾斜した振動エレメントと風力の組み合わせにより軽量物、細粒物、重量物等に選別



③二次選別処理施設
一次選別で選別した重量物を手選別により可燃物と不燃物に確実に選別



④細粒物選別処理施設
各選別工程から選別された細粒物を10～20mmウレタンふるい機や風力選別機で軽量物や重量物に選別

第7節 地域経済の再生

1 被災事業者への支援と復興

発災直後には、県、関係市町、経済産業省、関係支援機関で支援チームを編成し、情報把握のための個別訪問を行うとともに、国・金融機関等が実施する支援策等の情報を共有するための被災企業対策会議を開催した。被災された中小企業等に対し、早期の事業再開等に向け、施設・設備の復旧支援や金融支援、相談体制の強化に取り組んだ。

商工会・商工会議所・中小企業団体中央会を通じて調査・把握している被災事業者のうち、倉敷市真備町以外においては、ほぼ事業を再開しているものの、被災事業者の多い倉敷市真備町においては、通常営業が約5割、縮小営業を含めて約8割の事業再開となっている（令和元年12月31日時点）。

被災事業者の復興状況

	合計	営業中		休業中	町外移転	廃業	その他(※)	
		通常営業	縮小営業					
県全体	1,866 (100.0)	1,746 (93.6)	1,600 (85.8)	146 (7.8)	17 (0.9)	15 (0.8)	54 (2.9)	34 (1.8)
倉敷市真備町以外	1,343 (100.0)	1,312 (97.7)	1,300 (96.8)	12 (0.9)	5 (0.4)	3 (0.2)	19 (1.4)	4 (0.3)
倉敷市真備町	523 (100.0)	434 (83.0)	300 (57.4)	134 (25.6)	12 (2.3)	12 (2.3)	35 (6.7)	30 (5.7)

上段：事業所数、下段：% ※その他：連絡が取れないため、復興状況が把握できていない被災事業者

(1) 中小企業相談窓口の設置

岡山県中小企業支援センター（県産業振興財団内）に豪雨災害に関する中小企業相談窓口を設置し、発災直後から相談対応を行った（令和元年12月31日時点 201件）。

成し、県の認定を受けた場合に、グループ構成員（事業者）が行う施設や設備等の復旧等の費用の一部を補助した。

- ・補助対象者：中小企業者、中堅企業等
- ・補助対象経費：施設・設備の復旧等に要する経費
- ・補助率：中小企業者

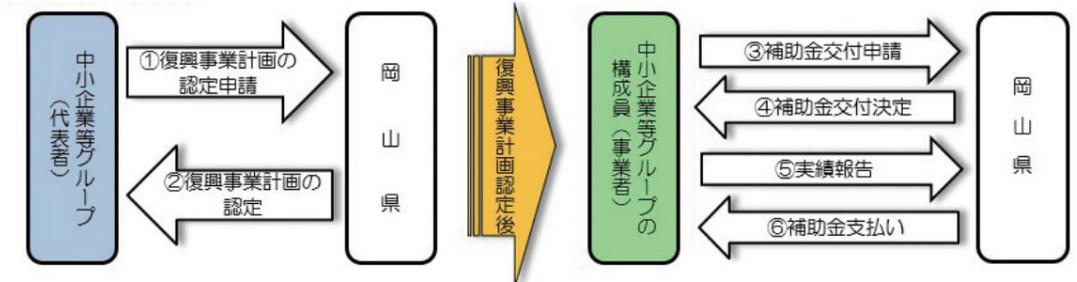
(2) 岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）

ア 事業概要

中小企業等のグループが復興事業計画を作

- 3/4（国：2/4、県：1/4）中小企業者以外
- 1/2（国：2/6、県：1/6）
- ・補助上限額：15億円/者

岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の流れ（概要）



イ 取組状況

これまでの取組状況は次のとおりとなっている。

取組状況（令和元年12月31日時点）

年月日	取組内容
H30. 8. 21	事業者復興支援室設置
H30. 8. 23	支援機関・金融機関・市町村向け制度説明会
H30. 8. 27～29	被災事業者向け制度説明会（倉敷、岡山、津山）※県主催
H30. 8. 30～10月末	被災事業者向け制度説明会（計21回）※商工会等主催
H30. 9. 3～	グループ補助金に係る復興事業計画の公募開始
H30. 9. 25	岡山県グループ補助金受付センター開設
H30. 11. 2	グループ補助金に係る第1回復興事業計画の認定 ※以降、第13回（R元. 10. 30）まで認定済み
H30. 11. 2	グループ補助金交付申請の受付開始
H30. 11. 5	支援機関・金融機関・市町村向け補助金説明会
H30. 11. 7～	被災事業者向け補助金説明会（計34回）※商工会等主催
H30. 11. 29	グループ補助金の第1回交付決定 ※以降、第17回（R元. 12. 26）まで交付決定済み
R元. 8月末	新規グループの認定申請締め切り
R元. 9月末	グループの変更認定申請締め切り
R元. 11月末	グループ補助金交付申請締め切り

被災事業者向け制度説明会（真備会場）



県グループ補助金受付センター



ウ 復興事業計画の認定

（令和元年12月31日時点）

県内の経済や雇用に重要な役割を果たして

いる中小企業等グループが被災地域の復興等を目的として実施する共同事業の効果等を評価し、「復興事業計画」として認定した。

- ・認定グループ数 38グループ
- 772事業者（うち補助予定者数 537事業者）

エ 補助金の交付状況

（令和元年12月31日時点）

復興事業計画の認定を受けたグループの構成員（事業者）から、個別に補助金の交付申請を受け、交付決定を行い、復旧事業完了後、交付した。

- ・補助金の交付決定 537事業者、9,557百万円
- ・補助金の支払 212事業者、3,157百万円

営業を再開した美容院



約8か月ぶりに生産を再開した事業所



(3) 中小企業等グループ施設等復旧整備資金貸付金

中小企業基盤整備機構とともに県産業振興財団への協調融資を行い、グループ補助金の自己負担分について、支援を必要とする事業者に長期・無利子の資金貸付を行った（令和元年12月31日時点貸付決定 10事業者）。

(4) 被災小規模事業者の事業持続化に向けた支援

国の小規模事業者持続化補助金に県独自で上乗せ補助を行う岡山県被災小規模事業者持続化支援補助金により、被災事業者の販路開拓等の支援を行った（令和元年12月31日時点交付決定 685事業者）。

(5) 専門家の派遣

支援機関の要請をもとに、被災事業者との個別相談を行う中小企業診断士、税理士等の専門家を派遣した（令和元年12月31日時点 173件）。

(6) 特別経営相談員の設置

経営相談にあたる特別経営相談員1人を県商工会連合会に設置し、真備船穂商工会に派遣した（令和元年12月31日時点相談件数 1,091件）。

(7) 制度融資による金融支援

危機対策資金において、セーフティネット保

証4号に対応した「危機関連」と県内全域を対象とした「知事特認」を適用した融資を実施した（令和元年12月31日時点 492件）。

(8) 雇用関係の相談支援

被災事業主・労働者が社会保険労務士に無料で雇用や労働関係の相談ができる制度を設け、被災により事業活動が縮小した事業主や雇用環境が悪化した労働者の支援に取り組んだ（平成31年3月終了 170件）。

2 営農の再開支援

(1) 水稲等

水稲等は、土砂流入等による被害が中心のため、各農業普及指導センターによる土壌診断を行ったほか、営農再開に向けた経営、技術支援を実施した。水稲の収穫ができなかった地域では、後作への影響が懸念されたが、大麦は順調に生育し、無事に収穫を行うことができた。

なお、令和元年12月31日時点で、水稲等の営農を再開した面積は約95%となった。

また、冠水により被害が発生したトラクター等の農業用機械は、「被災農業者向け経営体育成支援事業」により、改修、更新を支援した。

水田への冠水被害（倉敷市真備町）



冠水の影響なく順調に生育(大麦)(倉敷市真備町)



農業保険法に基づき、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填する制度である農業共済制度により、農業共済組合から、水稲被害に対しては、約1億5,700万円(514件)、大豆被害に対しては、約100万円(4件)の共済金が支払われ、減収の補填に充当された。

特に被害の大きかった倉敷地区農業共済事務組合の管内(倉敷市、総社市、早島町)においては、水稲被害面積212haで、共済金の支払額は約1億3,900万円(県全体の88.6%)となった。

融資制度による支援では、国の特例措置等に加え、水稲、果樹、野菜等の被災施設・機械等の早期復旧を進めるため、県・市町村・農林中央金庫等が連携して農業災害対策資金(JAトータルプラン)を創設し、債務保証料の助成及び利子補給により早期の経営再開を支援した(令和元年12月31日時点:46件、約3億4,300万円)。

(2) 果樹・野菜等

果樹、野菜等は、冠水、土砂流入、園地崩落等による被害があり、水稲等と同様に各農業普及指導センターによる土壌診断等、営農再開に向けた支援を実施した。

また、果樹産地の継続、再生支援のため、「果樹・茶産地再生支援対策」、被災産地の営農再開に向け、「梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業」の要望を取りまとめた。

倒壊した農業用ハウス(ぶどう)(倉敷市真備町)



農業用ハウスの更新が完了(倉敷市真備町)



農業共済組合から、果樹(ぶどう)被害に対しては、約400万円(5件)、園芸施設被害に対しては、約2,300万円(31棟)の共済金が支払われ、減収の補填や施設の再建に充当・活用された。また、被害を受けた農業用ハウスについては、「被災農業者向け経営体育成支援事業」により修繕、再建を支援した。

(3) 被災農業者向け経営体育成支援事業

本災害による甚大な農業被害により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、農業経営の安定化に支障を来す事態となったことから、甚大な被害を受けた農業者の早期の営農再開を図るため、被災農業者向け経営体育成支援事業により、損壊した施設・機械の修繕や取得に対して緊急的に支援した。

本事業は、特に被害の大きかった倉敷市真備町を中心に総社市、岡山市等16市町で実施され、トラクターやコンバイン、農業用倉庫、パイプハウスなど7,100件(1,596経営体)を修繕・取得することにより、被災農業者が早期に営農を再開することができた(令和元年12月31日時点)。

なお、県では本災害の被害の甚大さに鑑み、市町とも連携して、国の補助に加えて県及び市町の補助金の上乗せ措置を講じることで、農業者の営農再開を強力に支援した。

被災農業者向け経営体育成支援事業

時 点	農家への支払件数	農家への支払額	進捗率
令和元年12月31日	7,100件	45.5億円	91%

被災した農業用機械



新たに取得した農業用機械



3 観光産業の早期回復と情報発信

平成30年7月豪雨災害に伴う旅館・ホテルのキャンセルの観光消費への影響額は約24億円に上り、直接的な被害のなかった倉敷美観地区や岡山後楽園の観光客も大幅に減少するなど、県内の観光産業は大変厳しい状況に直面した。観光は裾野が広く地域経済に好循環をもたらすことから、復興を後押しするため、「観光で岡山を元気に!!」を合い言葉に、観光誘客と復興気運の盛り上げに取り組んだ。

(1) 情報発信の強化

観光産業に対する風評被害を払拭するため、県公式観光サイト「岡山観光WEB」内に岡山観光復興ポータルサイトを開設するとともに、観光庁ホームページや県公式ツイッター、多言語サイトや現地PRデスクのSNS等を通じて、国内外に向け、県内の観光地やアクセス等の正確な状況を積極的に発信した。

さらに、「晴れの国は、^ば映えの国でした。」をキャッチコピーに、岡山県にはフォトジェニックな場所が多く存在するという新たな切り口で魅力を発信する「岡山県魅力発信プロジェクト」を実施した。プロジェクトでは、12月19日、東京都内で県出身のお笑い芸人「千鳥」とともにPRイベントを開催したのを手始めに、特設WEBサイトの開設や首都圏、関西圏での交通広告掲出、SNS投稿キャンペーンと連動させた「映えMAP」作成、キャラバンカー「映え号(GO)」でのキャラバン(東京-岡山間)などを戦略的に展開することにより、テレビや新聞、WEBなど多くのメディアで取り上げられた。

・映えの国ハッシュタグキャンペーン(平成30年12月19日から平成31年3月8日) 投稿数4,686件

(2) 宿泊クーポンの発行

国の復興対策に先立って、当面の8月及び9月の観光需要を喚起するため、県独自で、民

PRイベント



キャラバンカー「映え号(GO)」



間の宿泊予約サイト2社(楽天トラベル・じゃらんnet)で利用できる「宿泊クーポン(第1弾)」を2,000枚発行した。先駆けとなる取組であり、多くのメディアにも取り上げられたことで、クーポンは約1時間で完売し、風評被害を払拭するカンフル剤ともなった。

【宿泊クーポン(第1弾)の概要】

- ・発行及び宿泊可能期間
 楽天トラベル 8月3日から9月29日
 じゃらんnet 8月9日から9月29日
- ・利用条件
 大人2人以上の利用で、利用者の宿泊費合計が10,000円以上
- ・割引額 5,000円/回
- ・利用実績 1,984枚

国の支援パッケージに基づく風評被害対策は、周遊旅行の促進に重点が置かれ、県内のみでの宿泊は対象外とされたことから、ニーズの高い県内のみでの宿泊にもインセンティブを付与

し、観光需要をさらに喚起するため、民間の宿泊予約サイト5社(楽天トラベル、じゃらんnet、るるぶトラベル、近畿日本ツーリスト、日本旅行)で利用できる「宿泊クーポン(第2弾)」10,000枚を新たに発行した。また、県の宿泊クーポンと併用できるクーポンを発行する市町もあるなど、観光需要の早期回復につながる取組が広がった。

【宿泊クーポン(第2弾)の概要】

- ・発行及び宿泊可能期間
 8月20日から9月29日
- ・利用条件
 2人以上の利用で、利用者の宿泊費合計が10,000円以上
- ・割引額 4,000円/回
- ・利用実績 6,816枚

宿泊クーポン



出典: 楽天トラベル「西日本を旅行で応援しよう! 割引クーポン」

(3) ふっこう周遊割

国の観光支援事業費補助金を活用し、旅行者の宿泊料金を割引く「ふっこう周遊割」を運用(平成30年8月31日から平成31年1月31日)した。

・「ふっこう周遊割」販売実績 103,839人泊

宿泊クーポン



出典: 「13府県ふっこう周遊割」お知らせサイト

4 復興気運の醸成

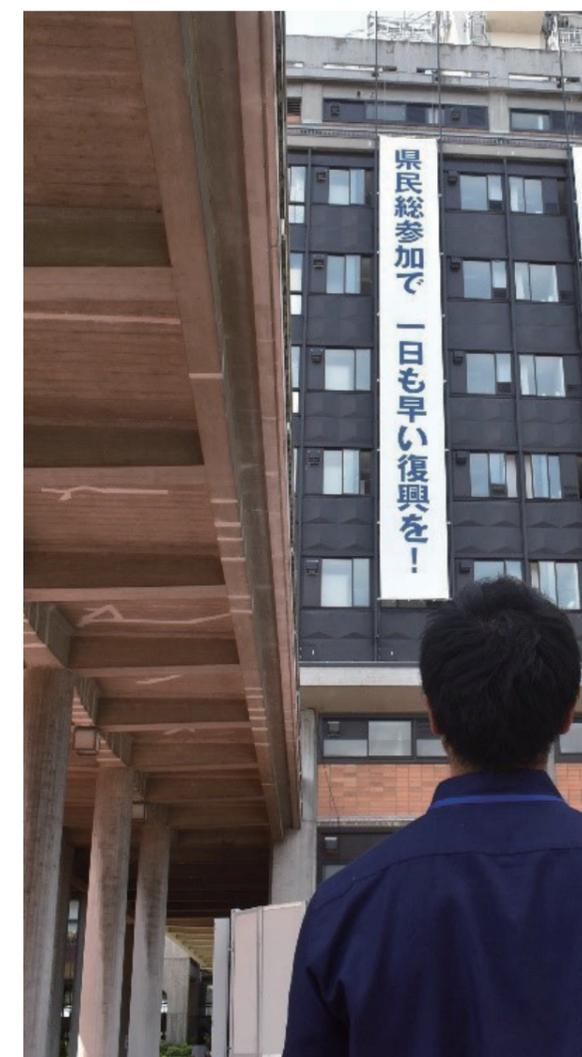
平成30年7月豪雨災害から復興する姿や感謝の気持ちを、懸垂幕や関連動画、イベント等で全国に発信した。

(1) 復興する岡山の姿の発信

ア 懸垂幕掲出

平成30年7月豪雨災害から1か月が過ぎ、復興に向けた気運を盛り上げるため、8月7日から、県庁舎北側壁面に「県民総参加で一日も早い復興を!」と記した懸垂幕を掲出した。その後も、順次、岡山駅前電停横の啓発塔と備中県民局にも掲出した。

懸垂幕掲出



イ 復興メッセージ動画の公開

全国からの支援に対する感謝の気持ちを表すとともに、復興気運を盛り上げ、岡山への誘客を促進するための復興メッセージ動画を、11月7日から公開した。

動画には、「おかやま晴れの国大使」の「千鳥」、「ブルゾンちえみ」が出演し、知事とともに、県内外へ復興に向けたメッセージを発信した。

復興メッセージ動画



ウ ハレウッド動画の公開

豪雨災害後、高校生たちが力を合わせ、岡山を盛り上げるPR動画を作る熱い青春ストーリーで、平成31年1月30日から公開した。

第8節 文教施設の復旧

1 学校施設

令和元年12月31日時点、被害を受けた学校施設のうち、県立学校施設17件については復旧修繕が完了し、元の校舎で授業を再開している。

また、市町村立学校施設58件については49件の復旧修繕が完了し、残る9件についても早期の復旧に向け工事を進めている。なお、倉敷市真備町内の5校園を除き元の校舎で授業を再開している。

矢掛町立中川小学校（復旧前）



矢掛町立中川小学校（復旧後）



県立笠岡商業高等学校（復旧前）



県立笠岡商業高等学校（復旧後）



2 社会教育施設

令和元年12月31日時点、被害を受けた社会教育施設11件のうち、10件の復旧修繕が完了しており、残る1件についても早期の復旧に向け工事を進めている。

矢掛町立中川公民館（復旧前）



矢掛町立中川公民館（復旧後）



3 文化財

令和元年12月31日時点、被害を受けた文化財29件のうち、13件の復旧修繕及び撤去が完了している。文化財の復旧は、原状復旧が基本になることなどから、復旧計画の手続き及び復旧工事に時間を要しているものの、着実に復旧は進んでいる。

旧苅田家住宅（津山市、復旧前）



旧苅田家住宅（津山市、復旧後）



第9節 救助・救援に対する知事感謝状の贈呈

1 知事感謝状の贈呈

平成30年7月豪雨災害において、人命救助活動を行った方に対し、知事感謝状を贈呈した。

知事感謝状贈呈式（8月6日）



2 贈呈者一覧

贈呈者一覧（56人1団体：令和元年12月31日時点）

（敬称略）

贈呈日	贈呈者・活動概要
H30.8.6	内藤 翔一 7月7日の昼頃から8日午前4時頃まで、家屋に取り残された約120人を水上バイクで救助した。
8.9	株式会社中本屋工務店、山中 正信 7月7日の午前から日没まで、家屋に取り残された約60人をボートで救助した。
9.12	加藤 寛治、加藤 直樹 7月7日に、家屋に取り残された30人を釣り船で救助した。
	茅野 匠 7月7日に、家屋に取り残された12人をカヤックで救助した。
	川崎 雅樹 7月8日の朝から夕方にかけて、家屋に取り残された約15人をボートで救助した。
11.19	木山 昌治 7月7日の午前から8日未明まで、家屋に取り残された約100人を釣り船で救助した。
	佐々木 崇、佐々木 善啓、佐々木 亮太 7月7日の夜中に、家屋に取り残された約30人をボートで救助した。
	野村 浩史 7月7日の夜中に、家屋に取り残された約20人をボートで救助した。
11.26	近藤 忠義、田淵 優磨、村木 忠宏 7月7日の朝から夕方にかけて、家屋に取り残された約60人をボートで救助した。
	小泉 武士、小泉 直也 7月8日の朝から夕方にかけて、家屋に取り残された約20人をボートで救助した。
11.28	高田 修平、坪井 悠貴 7月7日に、家屋に取り残された約30人をボートで救助した。
	河田 泰弘、佐藤 久 7月7日の朝から夕方及び7月8日の朝から夕方にかけて、家屋に取り残された約45～55人をボートで救助した。
	葛原 和行、芳賀 義和、芳賀 隆希 7月7日に、家屋に取り残された約50人を釣り船で救助した。
H31.3.27	井川 久子、井川 博之、小田 輝夫、小田 正樹、小田 裕一、梶谷 教太、片岡 裕貴、神崎 茂、小森 雅之、佐藤 彰、中塚 卓也、中塚 輝夫、三海 貴紀、三海 信幸、山崎 慎司、山崎 託朗 7月7日の明け方から10時頃にかけて、家屋に取り残された48人を小舟で救助した。
	河原 秀樹、土岐 良輝、土岐 和哉、村木 紳吾 7月8日の朝から夕方にかけて、家屋に取り残された約20～30人をボートで救助した。
R元.6.5	加藤 文隆、加藤 誠一 7月7日の朝から夕方にかけて、家屋に取り残された19人を釣り船で救助した。
	金丸 俊孝 7月7日の朝から夕方にかけて、家屋に取り残された約30人をボートで救助した。
R元.6.5	佐々木 雅人、藤川 智晴、藤川 紘 7月7日の午後に、家屋に取り残された約20人をボートで救助した。
	石田 一雄、小野 周治、難波 二郎、藤岡 通 7月7日の午後に、家屋に取り残された約50人をボートで救助した。
	藤岡 通（再掲）、香西 成、橋本 篤真、橋本 伸吾 7月8日の午後から翌朝まで、家屋に取り残された約30人をボートで救助した。

復興に向けて ④

倉敷市真備町に並ぶ仮設住宅。令和2年3月、未だ仮設住宅で生活する住民は4千人を超えている



鋼矢板を川底に打ち込む工が進む小田川の堤防工事現場（令和元年12月24日、倉敷市真備町有井）

